ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 3 MARCH

福島の復興・再生への取組み

――東日本大震災から７年――

●福島原発事故から７年

●原発災害下の福島県阿武隈地域における避難指示解除と営農再開の一動向

●東日本大震災からの農業復興を支える制度

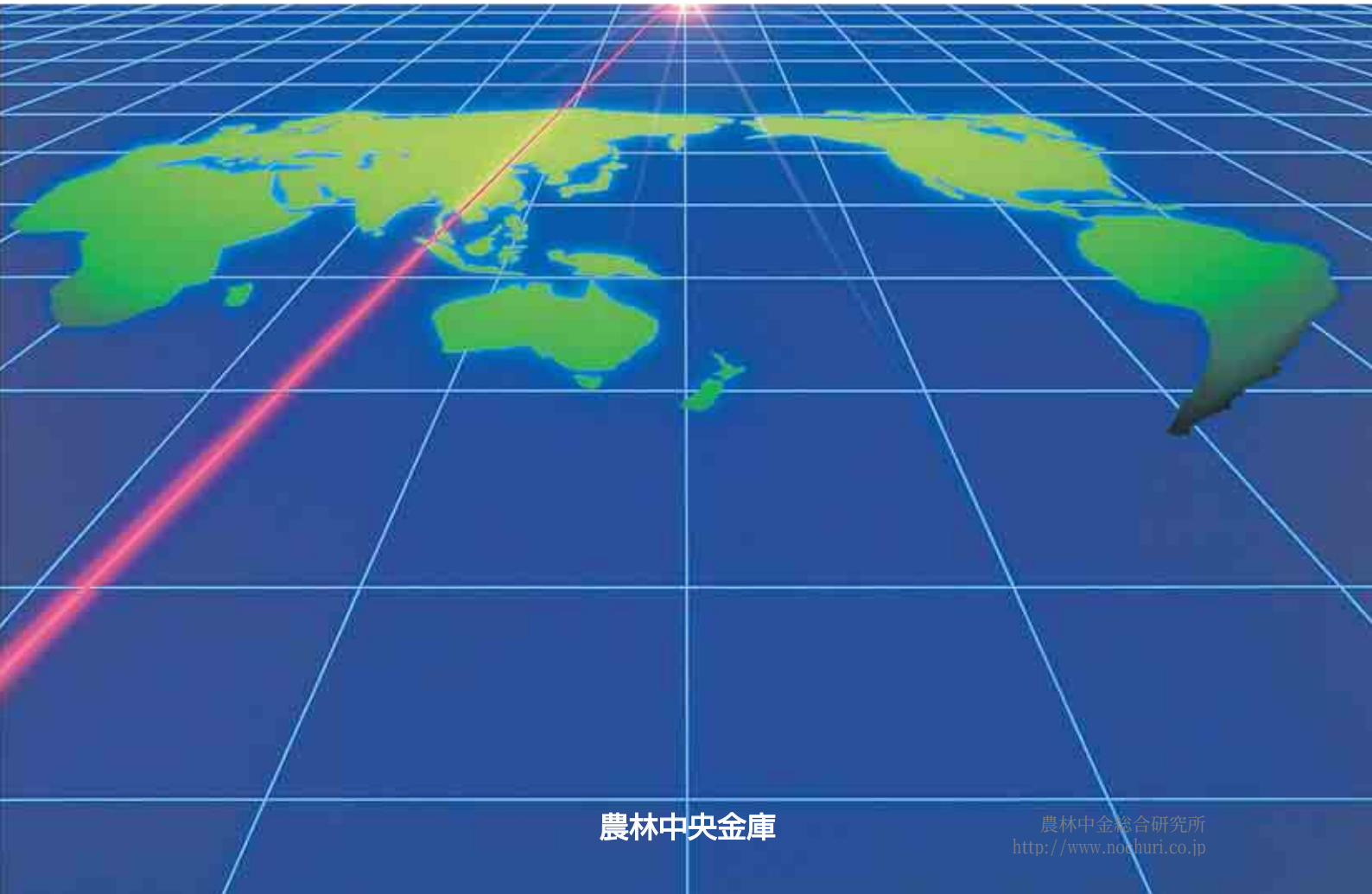

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

今月の窓

それでも調達活動は続いていた

地震発生後，情報収集をしていくなかで，徐々に「分からないこと」が分かるようになり，サプライチェーンの本当の姿が明らかになっていく。

東日本大震災では，鹿島以北にある太平洋側の配合飼料工場が大打撃を受けたため，関係者は北海道や九州から飼料を輸送し，畜産業の生命線を必死に支えた。１台当たり３万点に及ぶ部材を納入させて組み立てる自動車産業も同様であった。ところが，東北地方には世界の産業を支える製造業が多く立地していた。グローバル化して複雑になったサプライチェーンに震災の影響が広がり，ゼネラル・モーターズ社が北米の工場を生産停止したことを記憶している人は多いであろう。同社は熊本地震でも生産停止を余儀なくされた。

分断されたサプライチェーンのなかで，企業のバイヤーが需給の大混乱に立ち向かった姿を調査し，調達のあり方を提言したのが『大震災のとき！企業の調達・購買部門はこう動いた－これからのほんとうのリスクヘッジ』（購買ネットワーク会著，坂口孝則・牧野直哉編，日刊工業新聞社）である。毎年３月が来ると読み返しているが，危機管理を考えるうえで示唆に富むので紹介したい。

大震災は，社会インフラである電力・水道・通信を同時に喪失し，原発事故やガソリン不足で物流もストップしたクラッシュ型重大危機であった。事業継続計画（BCP）の想定を超える，「４つのクラッシュ」が調達面で起きたと著者は考えている。「モノ」のクラッシュは，原材料・副資材・電力・労働力を含む供給途絶。「サプライヤー連携」は，問い合わせや要請の殺到による対応困難。「指揮系統」は，リーダーシップによる計画的・組織的対応の欠落。「社内連携」は，部門間の部材取り合いパニックの発生である。平時からの経営理念・事業目的の共有と組織運営・部門間調整の丁寧な取組みが，危機発生時に企業の内的要因によるクラッシュを防ぐのではないだろうか。

そして，生産再開に向けた部材調達でネックとなったのは，中核部素材の生産が被災した特定企業に集中していたことである。従前の産業構造は幅広い裾野を持つピラミッド型であったが，グローバル競争によってダイヤモンド型に変容していた。震災前に分散調達を進めマルチソース化（複数の一次サプライヤーを用意）していたが，そこへ特定原材料を供給する企業が被災した１社に集中していたため，全ての一次サプライヤーが供給不能に陥った事例が多く発生した。シングルソース（１社調達）は事業構成の１要素を１社に集中させるため，コストダウンを実現できる一方，依存するリスクを抱える。しかし，震災後はこの依存関係と平時から緊密なリレーション構築に取り組んできたことによるメリットが際立ったという。

大震災をふまえた調達におけるこれからのリスクヘッジ手法として，①部材の源流管理と見える化（二次三次の原材料領域の階層構造把握），②シングルソースを前提としたBCP構築，③緊急時に対応できるように現場バイヤーへの権限委譲ルールの作成を提言している。リスク管理は一定程度まで危機的状況を想定して準備していく。それは経済性を考慮のうえ重要度をつけて管理するので，正解や絶対的な答えはない。調達部門が不測の事態を考えていく，その終わりなき過程と情熱こそが「これからのほんとうのリスクヘッジ」ではないかと結んでいる。

（（株）農林中金総合研究所 食農リサーチ部長　北原克彦・きたはら かつひこ**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

農林金融　第71巻　第3号〈通巻865号〉

目　次

今月のテーマ

福島の復興・再生への取組み
――東日本大震災から7年――

今月の窓

それでも調達活動は続いていた

（株）農林中金総合研究所 食農リサーチ部長　北原克彦

農業再生の現状と課題

福島原発事故から7年

行友　弥 ―― 2

相馬郡飯舘村と双葉郡葛尾村の事例から

原発災害下の福島県阿武隈地域における
避難指示解除と営農再開の一動向

福島大学経済経営学類 准教授　林　薫平 ―― 20

震災後7年の取組み

東日本大震災からの農業復興を支える制度

岡山信夫 ―― 34

談話室

JA自己改革と福島県農業の振興

福島県農業協同組合中央会 常務理事　川上雅則 ―― 32

統計資料 ―― 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

福島原発事故から７年

――農業再生の現状と課題――

特任研究員　行友　弥

〔要　　旨〕

原発事故から７年が経過した福島県では，帰還困難区域を除く避難指示区域の解除が進み，農産物の作付けや出荷の制限も大幅に緩和されてきた。しかし，解除後の地域でも住民の帰還は進まず，高齢化も著しいなか，農業の担い手や労働力の確保は難しい現状がある。

販売面でも，いわゆる風評被害は払しょくされていないが，県が開発した米の新品種に業務用需要が集まるなど，明るい兆しもある。産地としてのブランドイメージと販路を回復するため，県や農協組織は農業生産工程管理（GAP）の普及やインターネット通販の活用などにも力を入れている。

生産現場では厳しい環境のなか，さまざまな取組みが進められている。南相馬市の旧避難指示区域では，集落を越えた連携で農業生産法人が設立され，県外の企業とも提携して米の販路を確保している。

2017年春に避難指示が解除されたばかりの富岡町，浪江町，飯舘村でも，地元産米を使った酒造り，放牧や耕畜連携による農地の活用，花きや業務用タマネギ，エゴマなどさまざまな作物の導入が図られている。

担い手だけでなく，高齢者らによる自給的な「生きがい農業」を支える飯舘村の事業も注目される。こうした施策を通じてコミュニティーが活性化していけば，本格的な農業復興も展望できるようになるであろう。

原発事故の風化が進み，国民の関心は薄らいでいるが，被災地が直面する課題の多くは「地方消滅」が語られる日本全体の問題でもある。「福島の復興なくして日本の再生なし」という言葉を空疎なスローガンに終わらせてはならない。

目　次

はじめに
1　被災12市町村の現状
（1）　避難指示区域と帰還率
（2）　農地と除染
（3）　生産・出荷と安全対策
（4）　「風評被害」の現状と背景
（5）　消費回復へ向けた取組み
（6）　営農再開の状況
（7）　行政による支援
2　各地の取組み
（1）　南相馬市――広域提携で米生産を拡大
（2）　富岡町――「天のつぶ」で酒造り
（3）　飯舘村――水田放牧と「生きがい農業」
（4）　浪江町――花が先行，基盤整備の機運も
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

はじめに

東日本大震災と福島第１原子力発電所事故から７年が経過した。2017年春には帰還困難区域を除く大半の地域で避難指示が解かれ，避難区域の面積は大幅に縮小した。政府が定めた「復興・創生期間」（16～20年度）も残すところ３年，復興は最終段階に入ったようにみえる。しかし，帰還困難区域の解除にめどが立たないだけでなく，既に避難指示が解除された地域でも住民の帰還が進まず，将来展望は描きにくい。

農業復興も重要な局面を迎えている。復興・創生期間終了後の具体的な施策がまだ示されないなか，現場には担い手と労働力の確保，農地の保全と集積，農産物の販売回復，鳥獣害との闘いなどの課題が山積している。

これらは日本農業全般に共通する課題であり，原発被災地における農業者の苦闘は他の地域にも多くの示唆をもたらす。本稿では，福島を「課題先進地」としても捉えながら，その現状と課題を考察してみたい。

1　被災12市町村の現状

(1)　避難指示区域と帰還率

原発事故を受けて出された避難指示は，14年の田村市都路地区と川内村の一部を皮切りに，徐々に解除されてきた。15年には楢葉町，16年には南相馬市小高区と葛尾村，川内村，そして17年３，４月には浪江町，川俣町山木屋地区，飯舘村，富岡町と一気に解除が進んだ（いずれも帰還困難区域を除く）。避難指示区域の面積は370㎢，関係人口は２万4,000人と，最大時の３分の１程度に縮小した（第１図）。

住民の帰還率は地域によって大きな差がある。都路地区は８割以上が帰還済みだが，浪江，富岡，飯舘などの帰還率は同年末時点で２％から１割程度にとどまっている。15，16年に解除された楢葉町や小高区も２，３割である。(注1)

これらの地域も時間とともに帰還率が上がっていくと見込まれるが，避難が長期化

第１図　避難指示区域の現状（2017年4月1日現在）

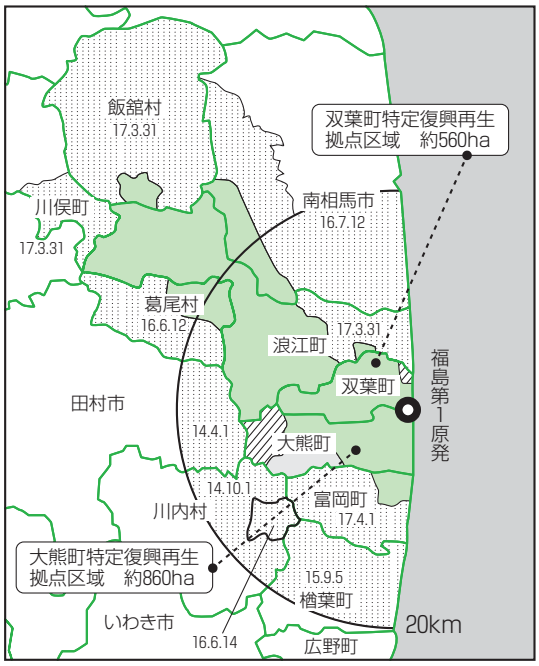

帰還困難区域	・年間積算線量50ミリシーベルト超 ・立ち入り原則禁止　・宿泊禁止
居住制限区域	・年間積算線量20～50ミリシーベルト ・立ち入り可，一部事業活動可 ・宿泊原則禁止
避難指示解除準備区域	・年間積算線量20ミリシーベルト以下 ・立ち入り可，事業活動可 ・宿泊原則禁止
避難指示が解除された区域	（日付は解除時期）

資料　復興庁，福島県

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

した地域ほど被災者が避難先に定着する傾向があり，先行きは不透明である。

復興庁がまとめた住民意向調査（実施主体は各市町村）によると，たとえば富岡町では17年８，９月時点で「戻らないと決めている」町民は46.8％に上り「既に町内で生活している」人が2.9％,「戻りたいと考えている」人は11.1％だった。

帰還できない理由としては，原発や放射能への不安に加え，育児，教育，医療，介護，買物など生活上の不便が多く挙げられ，「避難先で既に生活基盤ができている」という回答も目立つ。世代別では40歳代以下の各世代でいずれも「戻らないと決めている」人が半数を超えた。特に30歳代は64.6％に達し，子育て世代の消極姿勢が際立つ。

避難が解除された地域では，原発事故前と比べて高齢化率（65歳以上の居住者が占める割合）が急上昇し，世帯の単位も縮小している(注2)。高齢者だけの世帯が増えている状況が読みとれる。

（注１） 福島県のホームページ「ふくしま復興ステーション」および各市町村のホームページによると，旧避難区域における11年３月11日時点の人口（住民登録）に対する居住者または帰還者の比率は，浪江町2.1%（17年11月末時点），富岡町2.4%（同12月１日時点），飯舘村7.8%（同），楢葉町26.3%（同），南相馬市小高区18.8%（同年末時点）など。

（注２） 17年９月９日付「毎日新聞」によると，17年４月までに避難指示が解除された９地域全体の高齢化率は同７～８月時点で49.2%となり，原発事故前（当該自治体全域の数値）より21.8ポイント上昇した。世帯の平均人数は２人で10年国勢調査の3.04人（同）を大幅に下回り，都道府県別では最少の東京都（15年国勢調査で2.02人）と同水準になった。

(2)　農地と除染

帰還困難区域を除く避難指示区域内の面的除染は16年度までに終了した。除染された農地の面積は計8,400haに上り，市町村別では飯舘村2,100ha，南相馬市1,600ha，浪江町1,400haなどとなっている。

除染に伴って発生した廃棄物（削り取った土や草木など）は，減容化（焼却）などの処理を経て双葉・大熊両町に建設中の中間貯蔵施設に搬入されるが，同施設の用地（全体で1,600ha）は取得すべき民有地1,270haのうち，17年末時点で775haしか契約されていない。地権者は2,360人だが，連絡先が把握できているのは1,860人，うち契約済みは1,290人で，全体の半数程度にとどまっている。

このため，施設の本格稼働は当初予定（15年１月）より大幅に遅れ，17年10月にずれ込んだ。廃棄物は１㎥入りフレコンバッグ（合成樹脂製の袋）に詰められているが，その数は国直轄除染分だけで17年11月末時点で900万個に上り，うち740万個は同施設への中継地に当たる仮置場や水田などの除染現場に保管されている＝写真１。内訳は飯

写真１　農地に積まれた除染廃棄物

（飯舘村内で筆者撮影）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

舘村230万個，富岡町123万個，浪江町101万個などで，この３町村で６割を占める。

環境省は廃棄物からの放射線は遮へいされているとしているが，農地などに野積みされた袋のそばで農作業をすることに抵抗を感じる農業者は少なくない。畦畔（けいはん）や農地脇の斜面，ため池，山林などの除染を求める声も上がっている。

保管場所には搬出の利便性から道路に面した平坦な土地が選ばれ，結果的に好条件の農地が充てられているケースが多い。地権者に支払われる地代は公表されていないが，関係者によると10a当たり十数万円に上る例もあり，それが営農再開の動機をそいでいるという見方もある。

農地除染の手法として，土壌中の放射性セシウム濃度が１kg当たり5,000ベクレルを超える地域では主として削り取り（深さ５cm程度の表土を除去する方式），それ以下の場合は反転耕（プラウを使って上下の土を入れ替える方式）がとられた。削り取りの場合は客土が行われたが，いずれの場合も地力の低下は免れない。

除染後の農地は環境省が土壌改良剤の散布など地力回復工事を実施したが「客土された土から大きな石がゴロゴロ出てきた」「除染の重機で土が踏み固められ排水不良になった」「反転耕で耕盤が壊れ，水もちが悪くなった」等の苦情が出ている。

国や県による対策のほか，福島県営農再開支援事業（注3）を活用した農業者自身による取組み（堆肥などを使った土づくりや耕盤再生など）も行われているが，迅速な対応が求められている。

除染後の農地では，同事業による保全管理や管理耕作も行われている。保全管理は，農地所有者らで作る復興組合が草刈りなどを行う場合，10a当たり最高３万5,000円をその費用として助成する。管理耕作は，避難先から帰還しない農家に代わって作付けする場合，水稲なら同２万1,000円などが交付される。

この事業で当面は農地の荒廃が防がれているが，事業終了後（21年度以降）が懸念される。半面，「草刈りだけで収入を得られることが，営農再開や農地集積を遅らせる」との指摘もある。

衛星画像の解析結果（写真２）では，原発被災地の農地の大半が実質的に草地化している状況が確認できる。これらを農地として再生・利用することが喫緊の課題である。

（注３） 農地の保全管理や放射性物質の吸収抑制対策，鳥獣害対策などの費用を助成し，営農再開を後押しする事業。12年度補正予算で導入され，17年度末までに営農休止面積の６割で再開する目標を掲げたが，16年度までの再開率が23.5%にとどまったことを受け20年度までの３年間延長された。

（3） 生産・出荷と安全対策

避難指示区域の縮小に伴い，作物の作付けや出荷の制限も緩和されてきた。第２図に示すように，帰還困難区域を除く多くの地域は，条件を満たせば米の生産・出荷が可能な「全量生産出荷管理」の状態に移行している。

全量生産出荷管理とは，県と市町村が策

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

写真２　福島県東部における土地利用状況の変化

<震災前(2006-2011年)>　　<震災後(2013-2015年)>

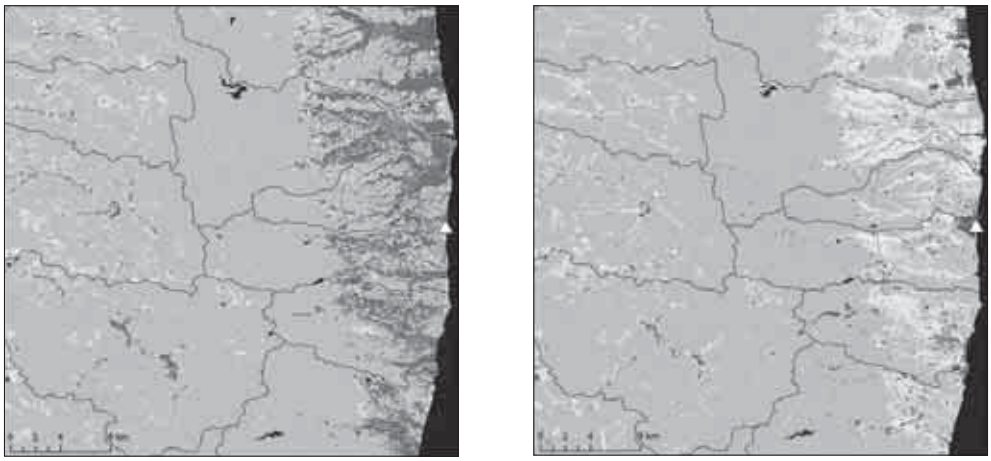

■水田　□草地　△福島第一原子力発電所

資料　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構「衛星画像を用いた東日本大震災による福島県周辺の土地被覆の変化状況の把握」に筆者加筆

第2図　2017年産米の作付けや出荷の条件

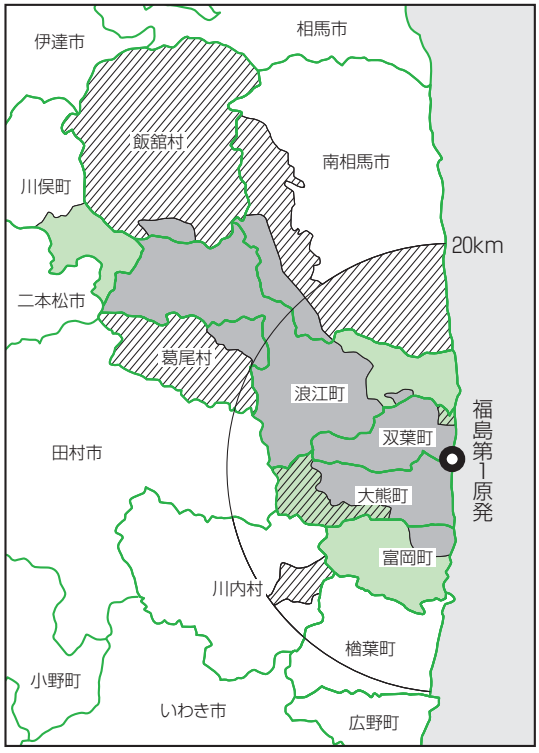

作付制限	作付け・営農ができない
農地保全・試験栽培	農地の保全管理，市町村の管理下での試験栽培が可能
作付再開準備	管理計画を策定し，作付再開に向けた実証栽培が可能
全量生産出荷管理	管理計画を策定し，すべてのほ場で吸収抑制対策を実施，もれなく検査（全量管理・全袋検査）し，順次出荷できる

資料　東北農政局

定した管理計画に沿って放射性物質の吸収抑制対策を実施し，収穫された米が全量全袋検査で基準値（１kg当たり100ベクレル）を超えなければ出荷できる状態である。福島県は12年度以降，全県的に吸収抑制対策と全量全袋検査に取り組んできたため，他地域と根本的な違いはない。浪江町と富岡町の避難解除地域はまだ「作付再開準備」（実証栽培）段階だが，近く全量生産出荷管理に移行するとみられる。

原発事故直後に相次いだ野菜，果実，畜産物の出荷制限も避難指示区域内を除き，おおむね解除された。ただし，野生の山菜やキノコ，ユズ，クリなどには一部地域で規制が残っているほか，露地栽培の原木シイタケは浜通り地方と中通り北部の広範な地域で現在も出荷が停止されている。

米の全量全袋検査では，12年度から年間1,000万袋（１袋は30kg）を超える米がすべて検査されているが，15～17年産米で基準

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

値を超過した事例はなく（18年１月末時点），大半は検出限界値を下回っている。

米以外の農林水産物もモニタリング（抽出検査）が行われているが，基準値を超える件数は年々減少し，17年度は12月末時点で１万6,308件中10件，うち９件は河川・湖沼の水産物と山菜である。

県は米の全量全袋検査を数年後に見直し，旧避難指示区域を除いてモニタリング検査に移行する方針を打ち出した。(注4) 検査結果の改善と年間60億円近い検査費用，現場の重い作業負担などを踏まえた判断であろう。

検査結果の改善には，生産現場における対策が大きく寄与している。「肥料の３要素」の一つであるカリウムは，セシウムと化学的特性が近いため，土壌中のカリウムを増やすことで作物による放射性セシウムの吸収を抑えられる。県内では，この性質を利用したカリ増肥が広く行われてきた。経費は前述の営農再開支援事業で助成されている。

この対策についても，検査結果を踏まえた見直しが進められている。対象地域は公表されていないが，関係者によると，既に相当の範囲で「カリ卒」（カリ増肥からの卒業）が行われた模様である。

（注４） 18年１月19日付「福島民報」など。

（4）「風評被害」の現状と背景

当然ながら，基準値を超過した農林水産物は市場に出回らない。その意味でも安全性が確保されているにもかかわらず，米，果樹，牛肉などの取引価格は低迷を続けている。他産地との格差は縮小傾向にはあるものの，解消には至っていない（第３図）。

根強い「風評被害」は消費者の意識だけでなく，流通構造にも原因があるとされる。消費者庁は13年２月以降，半年おきに大都市圏と被災地で消費者意識調査を行っているが，「放射性物質を理由に（食品の）購入をためらう産地」として「福島県」を挙げた人は17年８月の調査では13.2％に低下した。第１回の19.4％や第４回（14年８月）の19.6％と比べれば大幅な改善である。関谷（2017）らの調査でも，食材購入で「積極的

第3図　取引価格（2010年を1とした指数）

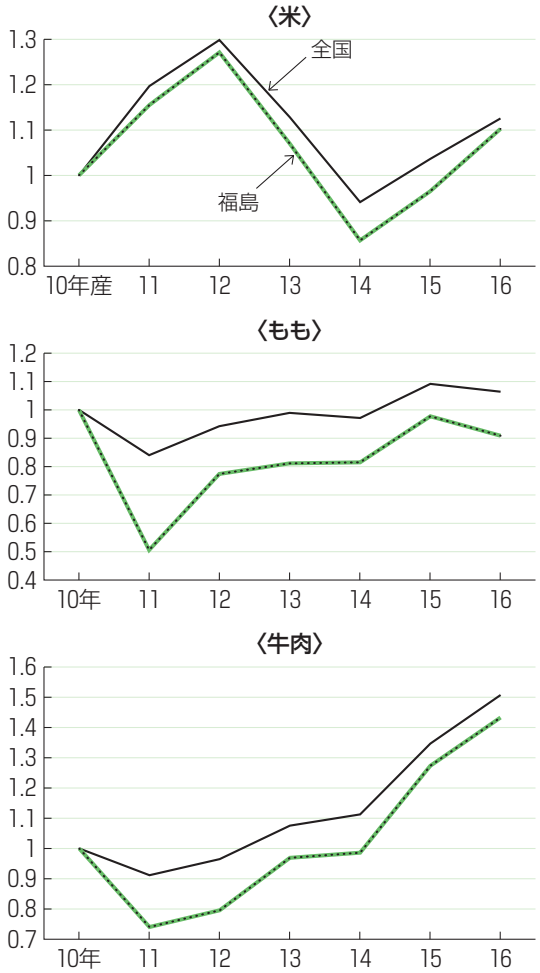

資料　福島県

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

に福島県産は避けている」人の割合は福島県民以外では13年の28.1％から17年の19.8％，県民では同じく28.0％から12.0％へと大きく減っている。

しかし，県外の小売店頭で「福島県産」と表示された米が売られていることは少ない。県が17年２月に行った全国調査(注5)では，県産米を「積極的に買いたい」または「買ってもよい」と答えた消費者は64％だったが，店頭で「よく見かける」「ときどき見かける」は34％にとどまった。

県内の米生産量は10年の44万5,700トンから17年の35万1,400トンへと減ったが，店頭から消えるほどの激減ではない。県産米の多くは原発事故をきっかけに業務用やブレンド用に流れ，その状態が定着しているとみられる。

（注５）福島県農林水産部「チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業調査の概要」より。

（5） 消費回復へ向けた取組み

半面，福島県が震災直前に開発した奨励品種「天のつぶ」は「大粒で粘りが強く，冷めてもおいしい」と業務筋（中食・外食業者）から評価され，引き合いが強まっている。短稈(たんかん)で倒伏や病気に強く，反収が高いなど生産者側にもメリットがあり，品種登録（12年）から４年で県内水稲うるち米の8.5％を占めるまで作付けが増えた(注6)。17年産の相対取引価格は同年12月で60kg当たり１万5,200円と前年同月を1,790円上回り，他の主要品種（コシヒカリ，ひとめぼれ）とそん色のない水準になっている(注7)。

被災地の米を使った酒造りも広がっている。富岡町では，米を中心とした生産組織が町商工会と提携し地元産「天のつぶ」を使った純米吟醸酒「天の希」（てんのき）の醸造を喜多方市の酒造会社に委託した。楢葉町や川内村，飯舘村でも会津地方の蔵元と組んだ新たな地酒の生産が始まっている。富岡町以外の３例では県が開発した酒造用品種「夢の香」が使われている(注8)。

いずれも生産量はまだ少ないが，福島県産の日本酒は全国新酒鑑評会で12～16年度（酒造年度，７～６月）の５年連続で金賞受賞が全国最多となるなど評価が高まっており，県産米の需要拡大やPRの効果が期待される。

県産品の販売回復のため，県は17年７月から通信販売サイトの「Amazon」「楽天市場」「Yahoo!ショッピング」に「ふくしまプライド。体感キャンペーン」のオンラインストア（特設ページ）を設け，購入者に割引クーポンなどのメリットを付与している。「県産品を買いたくても店頭にない」との声に応えたもので，17年10月時点で100社・2,000品目ほどが登録され，年間目標売上６億円は達成できる見通しだという。

また，県と福島県農業協同組合中央会は農業生産工程管理（Good Agricultural Practice＝GAP）の普及に注力している。GAPは食品安全，環境保全，労働安全等の持続可能性を確保する生産工程管理の取組みである。民間の第三者認証制度としては，欧州発祥の「グローバルGAP」，日本発の「アジアGAP」「JGAP」などがある。20年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

材調達基準にはグローバルGAP，アジアGAPに加え，都道府県等公的機関による第三者確認を盛り込んだ県版GAPなどが採用された。(注9)

県と中央会は17年５月に「GAP日本一」を目指す「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い，７月には「ふくしま県GAP」(FGAP)の基準を定めた。そこには福島独自の項目として放射性物質対策も盛り込んだ。

県によると，18年１月５日時点の県内におけるGAP取得状況はグローバルGAPが10件，アジアGAPが２件，JGAPが11件，FGAPが２件の計25件で，18年度末までには66件になる見込みだという。県は20年度までに全体で361件（うちFGAPが220件）とする目標を掲げている。FGAPを入口にGAPの普及を図り，県産品の消費拡大や輸出促進につなげたい考えで，県の普及指導員や農協の営農指導員によるJGAP指導員の資格取得も促している。

(注６) 種子の注文数量からの推計。福島県「稲作の概要」より。

(注７) 農林水産省「米の相対取引価格・数量，契約・販売状況，民間在庫の推移等」。同じ17年12月の福島県産米の価格はコシヒカリ（中通り，浜通り，会津）が１万4,592～１万5,465円，ひとめぼれが１万5,241円。

(注８) 18年１月28日付「河北新報」(福島県版)など。

(注９) 農林水産省ホームページによると，18年１月９日時点で28県が県版GAPを創設している。このほか北海道の「JAネットワーク十勝」が運用する地域版GAPもある。

(6) 営農再開の状況

第１表は，福島県営農再開支援事業の実績から推計された営農再開状況である。避難指示が出なかった福島，二本松，伊達，相馬の各市や，住民の帰還が早く始まった田村市，広野町などの再開率が高いが，これらも新規の再開は頭打ちの傾向がみられる。もともと条件が不利な中山間地域で，原発事故を契機とした不可逆的な離農や耕作面積の縮小があったと推測される。復興事業や太陽光発電の用地として転用された

第1表　営農再開面積の推移

（単位　ha，%）

	営農休止面積（11年12月末）	営農再開面積						再開率
		12年度	13	14	15	16	累計	
福島市	62	0	20	9	4	7	40	64.5
二本松市	67	0	48	8	1	3	59	88.1
伊達市	197	0	90	20	0	0	110	55.8
川俣町	375	0	0	2	1	3	5	1.3
田村市	893	10	306	177	24	6	523	58.6
相馬市	35	0	26	0	9	0	35	100.0
南相馬市	7,289	509	216	1,298	△40	898	2,881	39.5
広野町	269	9	118	50	18	7	202	75.1
楢葉町	585	0	0	4	1	25	30	5.1
富岡町	861	0	0	1	1	1	3	0.3
川内村	605	0	112	63	38	38	250	41.3
大熊町	936	0	0	0	0	0	0	0.0
双葉町	723	0	0	0	0	0	0	0.0
浪江町	2,034	0	0	2	0	1	3	0.1
葛尾村	398	0	0	0	0	6	6	1.5
飯舘村	2,330	0	0	0	0	0	0	0.0
県　計	17,659	528	935	1,633	56	995	4,147	23.5

資料　東北農政局

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

農地もある。

17年春に避難指示が解除されたばかりの浪江町，富岡町，飯舘村，川俣町山木屋地区および全町避難が続く双葉・大熊両町がほぼゼロなのは仕方がないが，今後も見通しは厳しい。既に述べたように，避難が長引いた地域ほど若年層が戻らない傾向があり，担い手や労働力の確保が難しくなるほか，帰還した高齢者も体力の衰えや後継者の不在などで営農意欲を持ちづらい状況があるからである。

被災12市町村の産業再生を支援する「福島相双復興官民合同チーム」の営農再開グループは17年４～12月，被災農業者1,012戸（認定農業者以外が中心だが，法人などの代表者を含む）への訪問活動を展開した。その結果をまとめたものが第４図である。

「再開済み」と「再開意向あり」はそれぞ

第4図　営農再開状況と意向（2017年12月31日現在）

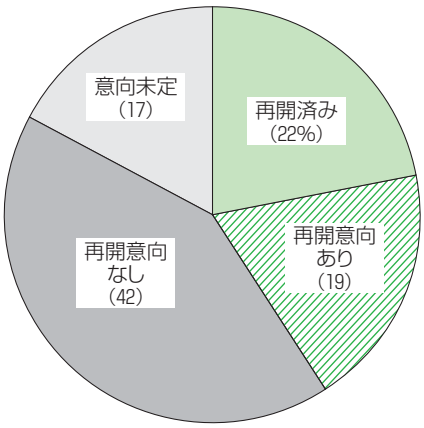

<4-1　再開の意向がない・未定の理由>

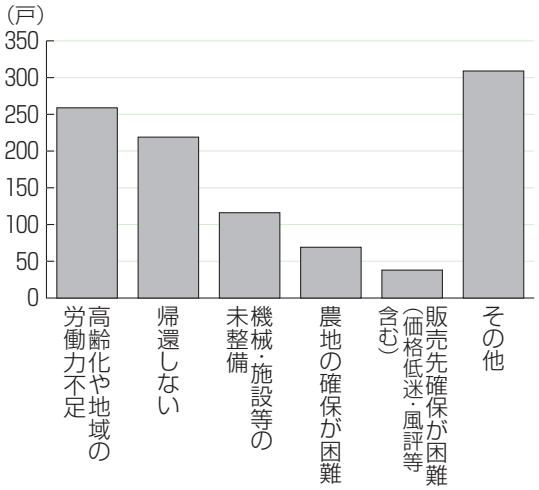

<4-2　営農再開へ向けた課題>

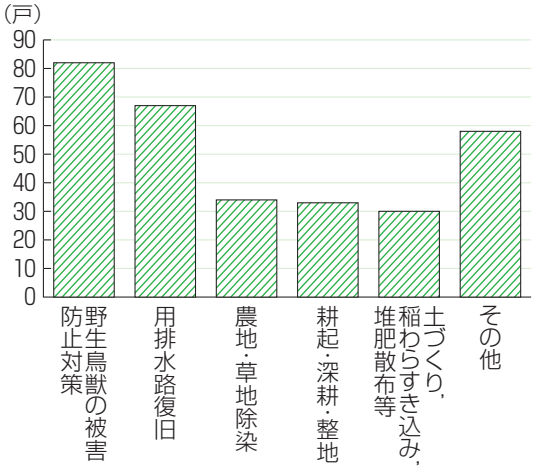

<4-3　営農再開後の課題>

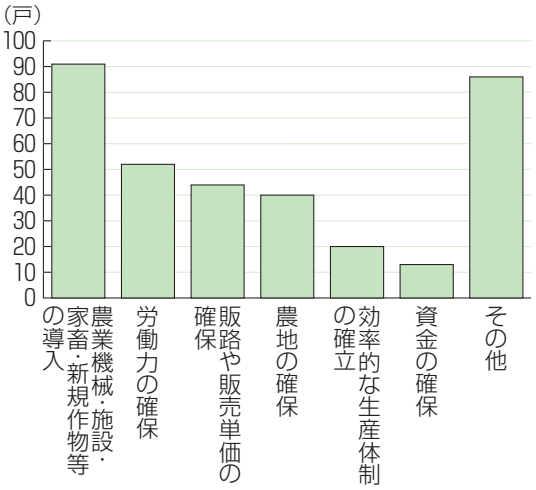

資料　福島相双復興官民合同チーム「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果概要（平成30年1月19日）」
（注）　4-1, 4-2, 4-3は複数回答。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

れ２割だが,「再開意向なし」とした農業者が４割を超え,「意向未定」と合わせると６割に達する。「意向なし」および「未定」の理由（複数回答）は「高齢化や地域の労働力不足」「帰還しない」「機械・施設等の未整備」が上位を占める。また，再開の意向がある人が挙げた課題は「野生鳥獣の被害防止対策」「用排水路復旧」など，再開済みの場合は「農業機械・施設・家畜・新規作物等の導入」「労働力の確保」「販路や販売単価の確保」が多かった。

(7)　行政による支援

農機やハウス等の設備については，国の「福島再生加速化交付金」を活用すれば自治体が導入し農業者に無償でリースできる。しかし，集落営農組織や法人などの組織経営体に対象を絞る形で運用されており，受け皿となる担い手がいなければ活用は難しい。

この点を補うべく16年秋に導入されたのが「原子力被災12市町村農業者支援事業」である。こちらは個別経営も対象とし，農機や農業用施設の取得，家畜や種苗の導入等にかかる経費（最大1,000万円，市町村特認で3,000万円まで）の４分の３を補助することから「４分の３事業」とも呼ばれる。県によると，16年度は12月の１か月で農機を中心に73件の申請があり，17年度も数百件が採択される見通しだという。

地域独自のユニークな施策として注目されるのが，飯舘村が17年度に創設した「農による生きがい再生支援事業」である。国や県の制度で助成対象にならない自給的農業を行う高齢者らを対象に，小規模な農機や資材の購入費を最高50万円まで補助する。

村内農業者へのアンケート調査（15年12月実施）で「生きがいとしてなら農業を再開したい」という回答が多かったことを踏まえた。17年８月にオープンした復興拠点「いいたて村の道の駅　までい館」には農産物直売コーナーがあり，小規模農家の出荷先になる。少量多品目の「生きがい農業」にも販路を確保することで「なりわい農業」（収入を得るための本格的な農業）へのステップアップも期待される。募集開始から２か月で60件以上の申請があり，最終的には100件を超える見通しだという。

2　各地の取組み

原子力被災12市町村における営農再開状況を第２表にまとめた。避難指示解除の時期や農業者の帰還状況などによりステージはさまざまだが，各地で粘り強く，かつ創意工夫をこらした取組みが進められている。

土地利用型農業では，米の代替作物としてソバ，大豆，エゴマ，ナタネなどの広がりが目立つ。これらは主として加工原料であるため「風評被害」の影響を受けにくいという共通点がある。水利復旧が遅れていたり，水路の泥上げなどの集落活動が再開できていなかったりして，米を生産しにくいことも背景であろう。

エゴマは福島県内で伝統的に栽培されてきた作物だが，ゴマと同様にすって料理に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第2表　被災12市町村の営農状況

	水稲	畑作物	園芸作物	畜産	その他
広野町	主食用108ha，飼料用55ha（102戸，1組織）	ソバ2.9ha（1戸），小麦5.8ha（2戸），大豆1.1ha（2戸）	タマネギ1.3ha（3戸），トルコギキョウほか40a（1戸）	和牛繁殖30頭（2戸），肉用牛肥育100頭（1組織）	
田村市（都路町）	主食用101ha，飼料用117ha（153戸，1組織）		リンドウ35a（1組織）	和牛繁殖38戸（1組織），肉用牛肥育（1組織），養豚（1組織），養鶏（1組織）	エゴマ30a（1組織）
川内村	主食用59ha，飼料用123ha，備蓄用11ha（90戸，3組織）	ソバ74ha（64戸），小麦1ha（2戸）	リーフレタス等1ha（1組織），ワイン用ブドウ2.5ha（1組織），ハウスブドウ20a（18戸），ブルーベリー800本（14戸），リンドウ50a（1戸，1組織）トルコギキョウ15a（1戸），タラノメ50a（2戸）	酪農：親牛50頭，子牛28頭（1戸），和牛繁殖：親牛20頭，子牛22頭（8戸），養豚：親豚900頭，子豚5,000頭（1組織）	エゴマ6ha（2戸，1組織），牧草60ha（9戸），デントコーン25a（1戸），菌床シイタケ：生産量62トン（2戸）
楢葉町	主食用8.7ha，飼料用11.4ha，備蓄用4.3ha，種子用7.8ha（20戸，1組織）		サツマイモ1.5ha（3戸），タマネギ20a（1戸），トルコギキョウ・ストック50a（4戸），ユズ20a（1組織）	酪農：親牛40頭，子牛5頭（1戸），和牛繁殖：親牛37頭（3戸）	牧草5.2ha（1戸）
葛尾村	主食用7.9ha，飼料用1.2ha（14戸）	ソバ2.5ha（6戸），大豆20a（1戸）	トルコギキョウ2,400本（2戸），コチョウラン（1組織）	和牛繁殖72頭（8戸）	エゴマ1ha（7戸），牧草15ha（6戸），菌床シイタケ（1戸）
南相馬市（小高区）	主食用18ha，飼料用3ha（12戸，3組織）	大豆30ha（3組織）	タマネギ80a（2組織），ヤマウド1.42ha（3戸），ソラマメ10a（1戸），カボチャ6a（1戸），長ネギ8a（1組織），トルコギキョウ4a（1戸），コギク6a（1組織），カスミソウ2a（1組織）	養豚：年間10,000頭出荷，親豚500頭（1組織）	ケナフ12.8ha（1戸，1組織），綿花9a（1戸），ナタネ1.23ha（2組織），牧草・デントコーン1.2ha（1戸，1組織），菌床シイタケ9a（2戸），カバープランツ1.15ha（1戸）
川俣町（山木屋地区）	主食用8ha（5戸）	ソバ3.6ha（7戸），小麦30a（1戸），ライ麦20a（1戸），大豆等30a（研究機関による試験栽培）	トルコギキョウ1.9ha（8戸，1組織），キク・シャクヤク1.5ha（3戸）	和牛繁殖5頭（1戸），酪農3頭（1戸），養豚9,500頭（1組織），養鶏28,000羽（1組織）	飼料作物30a（研究機関による試験栽培），葉タバコ30a（5戸）
飯舘村	8.2ha（8戸，飼料用イネ含む）	ソバ1.57ha（3戸）	野菜76a（15戸，1組織），ブルーベリー3a（1戸），ギンナン60a（2戸），カスミソウほか85a（7戸，1組織），山野草・盆栽（1戸）	和牛繁殖30頭（3戸，うち1戸は飼養実証），養豚：母豚350頭含む1,350頭（1組織）	牧草2.4ha（2戸）
浪江町	主食用2.5ha（5戸：販売を目的とした実証栽培）	大豆1.2ha（1戸）	長ネギ20a（3戸），タマネギ30a（3戸），トルコギキョウ・アスター・コギク等48a（1戸，1組織），ユズミカン（ジャバラ）30a（1組織）		エゴマ66a（2戸），オリーブ40a（1組織），牧草20a（1戸），コケ2a（1組織）
富岡町	実証栽培4.1haを含む主食用5.4ha（3戸，1組織）		タマネギ10a（1戸），アスパラガス10a（1戸，実証栽培），コマツナ20a（1戸，試験栽培），ワイン用ブドウ18a（1組織）		牧草6a（1戸，実証栽培）
大熊町	8a（1組織，試験栽培）				イタリアンライグラス（地力増進作物）25a（1戸，試験栽培），ヒマワリ60a（1組織，景観作物）
双葉町					イタリアンライグラス（同上）14a（1組織，実証栽培）

資料　東北農政局「震災復興室だより」第22号
（注）　東北農政局震災復興室による各市町村担当者への聞き取りに基づく。数字は17年12月20日現在。「戸」は家族経営体，「組織」は法人・農業生産組織・復興組合等。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

写真３　浪江町産のエゴマから作られた食用油とドレッシング

（筆者撮影）

使ったり，搾って食用油にしたりする＝写真３。必須脂肪酸のα－リノレン酸を豊富に含む健康食品として近年注目を集めており，需要の拡大が期待できる。(注10)

園芸作物では，やはり「風評被害」に強い花きの栽培が増えているほか，業務用野菜やワイン用ブドウなどが目を引く。特に業務用タマネギは県の普及部門（相双農林事務所農業振興普及部，同双葉農業普及所）が土地利用型作物として普及に力を入れ，主に福島市のカット野菜メーカーを通じて外食業者などに納入されている。

畜産部門は和牛繁殖経営の再開が比較的進んでいるが，肥育や酪農は遅れがちである。繁殖と比べ設備投資の規模が大きいことに加え，熟練者を含む労働力が確保しづらいことも影響している。また，原発事故で家畜を残したまま避難したり，殺処分にしたりしたつらい体験から「もう動物は飼いたくない」という農家もいるという。

そうしたなか，楢葉町では17年１月，原乳出荷が５年10か月ぶりに再開された。また，福島県酪農業協同組合は20年度までに南相馬市小高区，川俣町山木屋地区，飯舘村の３か所に計1,600頭規模の「復興牧場」を開設する方針と伝えられる。(注11) 旧避難指示区域では耕畜連携により農地の維持を図る動きがあるが，その意味でも畜産・酪農の再生は重要である。

(注10) エゴマの健康増進効果は地元では古くから知られており「10年長生きできる」という意味で「じゅうねん」とも呼ばれる。

(注11) 18年１月５日付「福島民報」など。なお，県酪農協は先に福島市内で相双地方から避難した酪農家５人による復興牧場（株式会社フェリスラテ，14年４月発足）を設立させている。

(1)　南相馬市
――広域提携で米生産を拡大

16年７月に避難指示が解除された南相馬市小高区では，地元農業者グループが17年１月に「株式会社紅梅夢ファーム」（佐藤良一代表取締役，以下「紅梅」と表記）を設立し，本格的な米の生産を再開した。17年の同区内における米の作付面積（震災前1,230ha）は21haで16年（５ha）の４倍に拡大したが，うち９haは同社による。

作付けした品種はすべて「天のつぶ」で，全量を主食用として提携先の「舞台アグリイノベーション株式会社」（仙台市，以下「舞台アグリ」と表記）に出荷する。舞台アグリは仙台市の農業生産法人「株式会社舞台ファーム」と同市に本社を置く生活用品製

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

造・販売「アイリスオーヤマ株式会社」（以下「アイリス」と表記）が共同出資する企業であり，13年に精米事業に参入した。

紅梅が収穫した米は，舞台アグリが宮城県亘理町に持つ精米工場で精米し，アイリスの関連会社を通じてパックライス（包装米飯）として東北地方を中心とした全国のスーパーや生協で販売されている。

このほか，紅梅は大豆（11ha），ナタネ（5.7ha），加工用タマネギ（2.4ha）も生産している。設備や資材は再生加速化交付金，営農再開支援事業，「４分の３事業」を組み合わせて調達した。

課題は鳥獣害対策と労働力の確保だが，除草や水管理などは農地所有者にも担当してもらい，18年春には県立相馬農業高校の新卒者２人を含む３人を採用する予定である。省力化のため，米の乾田直播栽培の導入も予定している。

紅梅には，小高区内で活動を再開した７つの集落営農組織が出資し，グループで連携して地域農業の復興を担う。代表取締役の佐藤氏は「作業人員も農機も互いに融通し合う。18年の耕作面積はグループ全体で100haぐらいになるだろう」と話す。

(2)　富岡町
――「天のつぶ」で酒造り

17年４月に避難指示が解除された富岡町では同年，集落営農組織「ふるさと生産組合」（渡辺康男代表）が4.1haに米を作付けた。品種別では県の奨励品種である「天のつぶ」2.6ha，コシヒカリ1.2ha，こがねもち（もち米）0.3haだが，18年は業務用として引き合いの強まる天のつぶを3.3haに増やし，米全体では５ha規模にする予定である。

同組合は09年12月に14戸で発足し，育苗・代かき・田植えなどの春作業を８～10ha規模で受託していた。設立５年後をめどに法人化する予定だったが，原発事故で延期された。

事故の翌年（12年）にはデントコーンやナタネなどバイオ燃料用の作物を作付けし，13年には米の試験栽培（出荷せず廃棄）も始めた。1.2haから拡大し14年以降は実証栽培（検査に合格すれば出荷可能）の位置付けになったが，放射性物質の検査結果はいずれも１kg当たり100ベクレルを大きく下回り，ほとんどが検出限界以下だった。

18年２月には同組合が生産した米を使った純米吟醸酒「天の希」が発売された。町商工会と提携して喜多方市の蔵元に醸造を委託し，４合瓶で約350本を製造した。ネーミングは原料米の「天のつぶ」と未来への「希望」をかけ，復興への願いを込めた。

ふるさと生産組合のメンバー14人のうち２人は既に亡くなり，高齢化もあって後継者の確保が課題になっている。渡辺組合長自身を含め全員がまだ帰還できておらず，当面は県内各地からの「通い農業」が続く。草刈りなどは非農家の住民にも協力を得ているが，組合の規約を見直して地域外の人も加入できるようにする方向だという。「農産加工場や直売所も設け，年間を通じて人を雇える形にしたい。人が集まれば地域の再生につながり，高齢者の張り合いにもな

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

る」と，渡辺氏は話す。

(3)　飯舘村
──水田放牧と「生きがい農業」

17年３月末に避難指示が解除された飯舘村では，同年６月上旬から９月上旬まで，農地の維持と畜産の再生を目的とした牛の水田放牧が行われた。県の実証試験事業を和牛繁殖農家の山田猛史氏が受託したが，もともと山田氏の発案によるものである。

同村関根松塚地区の水田２区画，計２haに牧草を植え，子取り用雌牛をそれぞれ３頭ずつ（計６頭）放牧した＝写真４。土壌と牧草，牛の血液を検査したが，いずれも放射性物質は検出されず，安全性が確認された。

また，同地区の別の農家がホールクロップ・サイレージ（WCS＝発酵粗飼料）用の稲を1.2haに作付けた。収穫は山田氏が行い，そのまま作業報酬として自分の牛に給餌する。WCSの生産者に交付される助成金（水田活用の直接支払交付金）は，作付けした農家の側に入る仕組みである。主食用米の生産を巡る環境が厳しいなか，水田放牧と同様に畜産との連携で農地を守る試みといえる。

写真４　水田に放牧された繁殖用雌牛

（飯舘村内で筆者撮影）

18年は畑地も含め４区画，12頭に放牧を拡大する。地区内の農地60haの３分の１は太陽光発電用地になっているが，残りの面積の半分程度を放牧地や採草地として利用したい考えである。現地には新たに畜舎も建設し，避難先の福島市内で飼っていた繁殖牛40数頭を移す。空いた福島市の牛舎では山田氏の三男が肥育を営む予定になっている。

ただ，20年度までは復興組合に農地の保全管理経費として10a当たり最高３万5,000円が交付されるため，どれだけ農地が集まるかは見通せない部分もある。山田氏は「交付金が切れたら，放牧をさらに拡大したい」と話している。

一方，飯舘村内では前述の「農による生きがい再生支援事業」を活用して小規模な農業を始める帰還者も増えている。

復興拠点の道の駅「までい館」が立地する深谷地区の斉藤次男氏は，原発事故前まで和牛繁殖を中心に米や野菜も作っていたが，帰還後は繁殖経営は再開せず，野菜類やエゴマを生産している＝写真５。エゴマは油にし，までい館で販売しているが，売れ行きは好調だという。「生きがい」事業でハウスを建て，生産した野菜をまでい館に出荷する。

地区の集落営農組織「深谷営農組合」の組合長で，斉藤氏の繁殖仲間だった佐藤茂氏も，エゴマに強い期待を抱く。米やソバに加え，斉藤氏の協力を得て農業再生の目

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

写真５　飯舘村の「農による生きがい再生支援事業」の対象となった斉藤次男さん

（筆者撮影）

玉にしたい考えである。78歳の斉藤氏は「米作りの効率が悪い小さな田んぼでは，生きがい農業でエゴマを作ればいいのではないか。（地域の再生には）とりあえず高齢者が頑張るしかない」と話す。

（4）　浪江町
――花が先行，基盤整備の機運も

飯舘村と同じ時期に避難指示が解かれた浪江町では，水利の復旧が遅れていることなどもあり，17年産米の作付けは2.5haにとどまった。他の作物も大豆1.2ha，エゴマ，タマネギ，長ネギなどがそれぞれ数十ａと，まとまった面積での営農再開には至らなかった。

進展著しいのは，避難解除前から栽培が始まっていた花き栽培である。福祉事業を営むNPO法人「Jin」（川村博代表）が，トルコギキョウを中心とした生産を拡大し，ほかに小菊やリンドウの栽培を始めた生産者もいる。17年にはJinを中心に十数戸で「花卉研究会」が結成され，町は「花のまち実現化事業」を立ち上げて同研究会の活動を支援している。

花は市場競争の激しい作物で，技術的なハードルも高く，細かい管理が欠かせないが，浪江町産業振興課は「収益性が高く，頑張れば価格に跳ね返る。さらに生産者や栽培品目を増やしていきたい」と期待する。

18年は水利の復旧が進み，水稲も震災前の面積（1,250ha）の３分の１程度で作付け可能になる見通しだが，町民の帰還率が２％台に低迷するなか，どうやって担い手を確保するかが課題である。町としては農地の保全管理を担う13の復興組合を集落営農組織に発展させたい考えだが，水管理など集落活動の再開もネックになる。

少数の担い手で大きな面積をカバーするには，ほ場の大区画化や水路のパイプライン化なども必要である。津波被災地でもある同町の請戸地区では，農地復旧を兼ねた130haのほ場整備事業が検討されており，17年度中に地元の要望をとりまとめることができれば，18年度から県による調査が始まる。事業採択には地権者のおおむね９割以上の同意が必要だが，避難中で連絡を取るのが難しい人の多い点が悩みである。

おわりに

農林水産省「生産農業所得統計」によると，福島県の農業産出額は震災前（10年）の2,330億円から16年の2,077億円へと１割強の減少となり，全国に占める割合も2.8％から2.2％に低下した。原発事故による営農休止

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

に加え，いわゆる風評被害による価格低迷と販売不振が背景にあることは間違いない。

今後の生産回復は，農業者の帰還状況や年齢構成に制約される。7年の時を経て「休止」が「離農」になってしまったケースも少なくない。生産者が激減し，高齢化も一気に進むなか，農業再生は限られた担い手に委ねられる。規模拡大が唯一の道ではないとしても，被災地の現実をみる限り「少数精鋭」の営農態勢を構築するしかない。南相馬市の紅梅のように集落を超えた連携を模索する動きも出ているが，それを行政や農協など関係機関が一体でサポートしていく必要がある。

担い手が効率的に活動するには，水田の大区画化や用水のパイプライン化などハード面の整備も重要になる。しかし，こうした基盤整備事業は今のところ津波被災農地に集中し，原発事故による地域事情の変化は，あまり顧慮されていないように思われる。

また，被災地では大規模な米の乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）や，ボタン一つで自動的に出入庫できる「ラック式米倉庫」といった最新設備が，福島再生加速化交付金で整備されている。しかし「市町村が所有し，運用は農協に委託」というねじれがあり，市町村域を越えた利用や稼働率を不安視する関係者もいる。地域の実情を踏まえた柔軟な対応が必要であろう。

担い手を確保するためには，復興組合などを基盤とした生産の組織化が急がれるが，誕生した経営体の持続可能性も問われる。発足時には，さまざまな復興事業が利用でき，設備投資の面で農業者の自己負担はほとんど伴わないが，設立後の減価償却費や流動費は自前でまかなっていかなければならない。今後は復興施策の縮小をにらみ「支援からの自立」という視点も必要であろう。

被災地ではさまざまな新規作物，新技術の導入が試みられている。主食用米の販売を巡る環境が厳しいなか，農地の遊休化を防ぐには，放牧や飼料作物の生産といった水田の畜産的利用，あるいは耕畜連携が有効な方策になる。そのためにも，遅れ気味な酪農や肉牛肥育の本格的再開を後押ししていかなければならない。

米については，販売環境の変化を踏まえた対応が鍵を握る。県が震災直前に開発した奨励品種「天のつぶ」は，その特性から業務用需要が伸びているが，同じく県のオリジナル品種で中山間地域での栽培に適した「里山のつぶ」，酒造好適米の「夢の香」などとともに，新規需要の開拓をてことした生産振興が期待される。

また，被災地では米を生産しづらい環境もあり，大豆，ソバ，エゴマ，ナタネなどへの転作が広がっている。多くは加工や商品開発にも地域ぐるみで取り組み，地元の特産品として売り出そうとしている。「加工原料なら産地を意識されずにすむ」という後ろ向きの姿勢ではなく，むしろ積極的に「福島産」をアピールしていくことが，いわゆる風評の克服にもつながるであろう。

全量全袋検査やカリウム増肥からの「卒業」も，避けては通れない関門である。た

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

だし，農産物の安全を確保するこれらの取組み自体が，これまで消費者や関連業者に十分に認知されていただろうか。産地側の努力とその結果が正しく伝わっていなければ，検査や対策の縮小は誤ったメッセージになりかねない。見直しの時期や手法について注意深い検討が必要であろう。

「風評」以上に深刻なのが「風化」である。帰還困難区域はもとより，避難指示が解除された地域も，いまだ多くの難問を抱えているが，その実情を全国版のメディアが取り上げる頻度は，この７年で大きく低下した。日本中で「きずな」が叫ばれた震災発生当時とは様変わりで，忘却と無関心という形の「分断」が進んでいるように思える。

亀裂は被災地の中にもある。帰還する人，戻らない人，生業（なりわい）を再開する人，しない人，いずれの選択も尊重されるべきだが，不毛な対立構図をあおる動きもないわけではない。立場や考え方は違っても，「ふるさと」をともにする者がつながり続け，それぞれのやり方で地域再生に貢献することは可能であろう。

農業も少数の担い手だけでは再生できない。農はコミュニティーの基盤であり，逆にコミュニティーが崩壊したままでは農業再生も難しい。離農した土地持ち非農家や自給的農家，さらには非農家も含めた住民がともに手を携え，担い手を盛り立てていく必要がある。

もともと被災地の農業は兼業への依存度が高く，農業専業で生計を立てている人は少なかった。(注12) さまざまな雇用機会や医療，教育，買物等の生活インフラを一体的に作り直していくことが，地域内の経済循環や社会関係資本（人と人とのつながり）を回復するうえで重要である。その意味で，飯舘村が実施する「生きがい農業」支援は画期的な試みといえる。

「つながり」は，地域の外にも広げていくことができる。県が東京都内に開設する移住相談窓口に寄せられた県内への移住に関する相談件数は，10年度の4,089件から13年度には1,874件に落ち込んだが，14年度以降は増加に転じ，16年度は3,623件にまで回復した。実際の移住件数も11年度の31世帯からほぼ一貫して増え，16年度は117件に達した。16年度は「地域おこし協力隊」(注13)の隊員も含まれているとはいえ，福島にも昨今の農村回帰の風は間違いなく吹いている。

被災地の人々が復興へ向けて苦闘する姿を伝え続ければ，いわゆる交流人口・関係人口は着実に増えていく。農業の世界でも，そこから新たな担い手やサポーターが現れてくるに違いない。

少子高齢化と人口減少が進み「地方消滅」さえ語られるようになった現在の日本において，被災地が抱える課題の本質は他の地域と全く変わらない。違うのは時間軸，すなわち変化のスピードだけである。

「福島の復興なくして日本の再生なし」という言葉が，この７年間，繰り返し語られてきた。それを空疎なスローガンに終わらせてはならない。原発事故の被災地を真の意味で復興させられるかどうかは，国民

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

全体が突き付けられた試金石であろう。

(注12) 2010年世界農林業センサスを元に計算すると，被災12市町村（ただし川俣町は山木屋地区，田村市は都路地区のみ）において農家戸数に占める第２種兼業農家の比率は73.2%となり，県全体の68.3%を大きく上回る。

(注13) ３大都市圏からの移住者に，受入れ先自治体が農林水産業を含む地域おこし活動を委嘱する総務省の事業。国は隊員１人当たり最高400万円の活動費を，自治体を通じて交付する。活動期間は１～３年間。総務省によると，活動終了後も６割が当該自治体または近隣地域に定住している。16年度の隊員数は全国で3,978人，受入れ先は11都道府県875市町村。

＜参考文献＞

- 岡山信夫（2017）「農地除染の経緯と課題」『農林金融』３月号
- 関谷直也（2017）「東京電力福島第一原子力発電所事故における風評被害，消費者行動に関する経年比較研究／国際比較研究」，第１回福島大学・東京大学 原子力災害復興連携フォーラム，17年12日５日，福島大学農学系教育研究組織設置準備室・東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター
- 根本圭介編（2017）『原発事故と福島の農業』東京大学出版会
- 農林水産省東北農政局震災復興室（2016-2017）「震災復興室だより」
- 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ（2018）「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果概要」
- 行友弥（2015）「福島県の農業復興へ向けた課題──求められる『つながり』の回復──」『農林金融』３月号
- 行友弥（2016）「岐路に立つ福島県の農業──風評被害克服と営農再開へ向けた課題──」『農林金融』３月号
- 行友弥（2017）「福島原発事故からの農業再生──復興『加速』論がはらむ問題点──」『農林金融』３月号

＜参考Webサイト＞

- 福島県「ふくしま復興ステーション（復興情報ポータルサイト）」
http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/
- 環境省「除染情報サイト」
http://josen.env.go.jp/

（ゆきとも　わたる）

原発災害下の福島県阿武隈地域における避難指示解除と営農再開の一動向

――相馬郡飯舘村と双葉郡葛尾村の事例から――

林　薫平
〈福島大学経済経営学類 准教授〉

〔要　　旨〕

福島第一原発事故で避難指示が出された地域では，その解除および帰還・居住再開と不可分な課題として営農再開があり，農地再生と担い手の課題が差し迫っている。

本稿では飯舘村と葛尾村を取り上げ，住民の帰還と営農再開を巡り，自治体と住民の様々な模索の経過について報告する。

飯舘村では，2014年度までの５次にわたる「いいたてまでいな復興計画」策定を巡り，村全体と各行政区がキャッチボールを重ねる形で議論が進められた。この中では，行政区も独自に県外の先進地を視察するなどし，地域の再生とともに農地の遊休化を防ぐために必要な経営的視点を獲得するといった取り組みを重ねた点が注目される。

葛尾村では，全体の復興の道筋を示した「かつらお再生プラン」を土台に「農業再生事業化計画」が16年にまとめられ，住民（農家）が「農地へ戻る」ことを優先しつつ「生きがい農業」の視点も取り入れながら複数のパターンを組み合わせて条件整備をしていく方向が示された。

相双地方（相馬郡・双葉郡）の地域再生を巡る課題は日本の農村に共通するものであり，その克服へ向けては農地の利用集積を通じた「土地結合」の視点が重要で，またそれだけでなく「生活結合」の視点も必要と思われる。

目　次

はじめに
――本稿の課題設定――
1　避難指示と作付制限の経緯
2　飯舘村における避難解除・営農再開に向けた論議
（1）　村全体の論議
（2）　行政区独自の取り組み
（3）　“までいな村づくり”を取り戻すこととは
――第12行政区の「復興研修」――
3　葛尾村における行政と住民の協議
（1）　再生戦略プランと事業化計画
（2）　再生協議会を設置し福島大学とも連携
4　むすびに
――「土地結合」と「生活結合」の視点――

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

はじめに
―本稿の課題設定―

2011年３月の東京電力福島第一原発事故が福島県の農業と農村にもたらした影響は，ほぼ７年が経過した現在も複雑な形で継続している。とくに避難指示が出された地域では，その解除と帰還・居住再開のタイミングが見越されるとき，それと不可分な課題として営農再開があり，農地の再生と農業の担い手の課題が具体的に差し迫った形で浮かび上がってくる。

本稿では，事故発生以降，16年度に入るまで避難指示や，農地汚染の影響による水田の作付制限を受けてきた阿武隈地域の相馬郡飯舘村と双葉郡葛尾村を取り上げ，避難解除にともなう住民の帰還・居住再開，水田作付制限解除にともなう営農再開が交差する近況，その中で自治体と住民の間で様々な模索が行われてきた経過について報告する。

第１節では，両村の13年度以降の避難と営農にかかわる経過を簡単に整理する。第２節では，飯舘村の復興計画づくりの歩みを，村内の各行政区単位の協議と村全体の協議を往復する形で進められてきた特徴に注目して記述する。また，飯舘村の第12行政区（大久保・外内地区）で16年度に入ってから独自に実施した「復興研修」の概略を説明する。第３節では，葛尾村の農業再生の計画づくりの経過と，17年に設置された農業再生協議会の活動を紹介する。第４節はむすびである。

ここで，本稿の着眼点について予め簡単に述べておく。

第一に，帰還率（住民票をもつ住民のうち本村での生活を再開した住民の割合）や，営農再開率（農地面積の中の作付けを再開した部分の面積の割合）という外形的な数値で切り取られがちなところではなく，数値の背景にある住民（農家）のモチベーションや協議の内容が重要であるということである。

第二に，居住と営農の再開を結びつけて考える視点が重要である。この認識のもと，避難解除にともなう居住再開が具体的に見通されてきた段階における当の住民（農家）たち自身による営農再開についての考え方や協議内容に焦点を当てる。

本稿では，限られた紙幅の範囲であるが，飯舘・葛尾両村の現状を大づかみにおさえたうえで，両村の住民たちの営農再開に向けての協議や取り組みの状況について報告し，最後に「土地結合」と「生活結合」の視点の重要性を提起して結ぶことにする。飯舘・葛尾両村に適用された原発事故対応の詳細な記述を行うことが本稿の主な目的ではないので概略のみ示し，詳細は別の機会あるいは復興庁や福島県が公開している体系的資料にゆずる。

なお，本稿は16～18年度に農林中金から福島県の農学系メンバーが受託して進めている福島県の農業再生に関する調査研究に含まれるテーマ「被災地域（とくに旧避難区域）における農業再開と農地再生」にもとづく報告と位置付けられる。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

1　避難指示と作付制限の経緯

飯舘・葛尾両村における居住制限（すなわち強制避難指示の適用）と，水田を対象とする作付制限の経過を第１表に示した。

両村ともに16年度に入るまで村内全域が避難指示の対象であった。また，水田の作付けに関しては，飯舘村では避難指示継続のもとでの作付再開準備および厳密な安全確認にもとづく試験的な出荷という位置付けによる「実証栽培」が13年度から行われている。葛尾村では，試験栽培を経て，15年度に入ってから同事業が可能となった。

作付制限後の営農再開の課題は，避難解除と住民帰還による生活の再開と結びついている。

元をたどると，当初は，避難指示と水稲の作付制限は，別個の判断であったが，実際には二つのことがらは結びついて運用された。

一つには，制限適用の段階では，11年度の水稲の作付制限は居住制限（当時は警戒区域等の指定）と重なったことである。11年度の水稲作付の可否は，水田土壌の汚染度にもとづいて国によって判断されたが，結果的に作付けの制限は避難区域（当時の警戒区域・計画的避難区域）のみが該当した。

第１図は，16年までの避難指示等を図示したものである。17年に入り，飯舘村の大部分（３月末）と川俣町・浪江町・富岡町の一部に発令されていた避難指示が，帰還困難区域を除いて解かれた。(注1)

第１表　飯舘村および葛尾村における居住制限と作付制限の解除の経過

	飯舘村	葛尾村
13～14年度	避難指示・居住制限続く。水稲作付再開準備により一部実証栽培。	避難指示・居住制限続く。水稲作付制限のもと，一部試験栽培（14年）。
15	避難指示・居住制限続く。水稲作付再開準備により一部実証栽培（0.9ha）。	避難指示・居住制限続く。水稲作付再開準備により一部実証栽培（1.2ha）。
16	水稲作付再開準備により一部実証栽培（1.4ha）。17年3月末，避難指示解除。	水稲作付再開準備により一部実証栽培（5.5ha）。16年6月12日 避難指示解除。
17	全量出荷管理のもと水稲作付再開（8.2ha）。	全量出荷管理のもと水稲作付再開（8.5ha）。

資料　各種資料をもとに筆者作成
（注）1　両村ともに帰還困難区域（飯舘村第15行政区［長泥地区］および葛尾村野行行政区）を除く。
2　作付制限および作付再開準備は水田における水稲（飼料用米を含む）を対象とし，畑作等は別となる。

第１図　2016年末時点の避難指示等対象区域

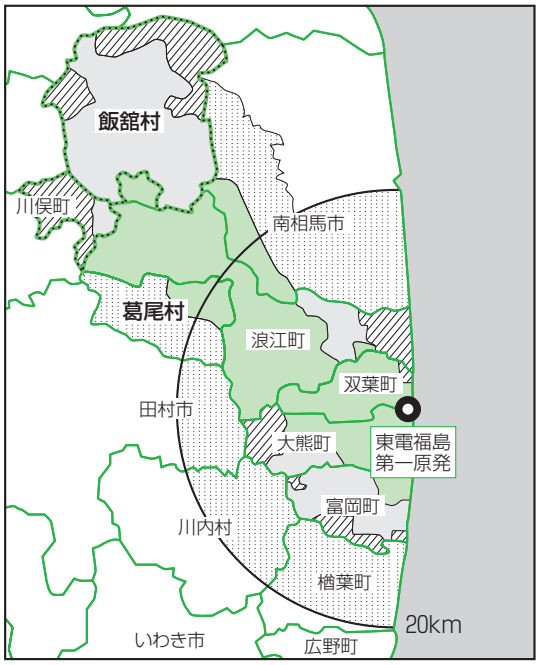

帰還困難区域	・年間積算線量50ミリシーベルト超 ・立ち入り原則禁止　・宿泊禁止
居住制限区域	・年間積算線量20～50ミリシーベルト ・立ち入り可，一部事業活動可 ・宿泊原則禁止
避難指示解除準備区域	・年間積算線量20ミリシーベルト以下 ・立ち入り可，事業活動可 ・宿泊原則禁止
避難指示が解除された区域	

資料　福島県「ふくしま復興のあゆみ」および「福島民報」等の報道から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

またもう一方では，制限解除の段階でも，水田における水稲作付の可否は技術的な安全対策の実施の可否の判断をともない，おのずと避難指示の解除のタイミングとそろうことになった。(注2)

飯舘・葛尾両村において，17年度は，前年度に大部分の区域で避難解除が行われたことを受け，段階的な住民帰還が始まる中で，水稲の作付けが本格化に向かった。法令上は,「全量生産出荷管理」という位置付けに移行する。生産者および生産工程が管理下に置かれるが，安全確認済みの米は販売やプロモーションが自由となり，避難解除後の生活再開とともに新米が取れたことが明るいニュースとなる。(注3)

(注1) 16年度（17年３月まで）および17年４月１日までに，双葉・大熊両町を除き，相馬郡および双葉郡において，当面は避難指示解除が見込まれない「帰還困難区域」以外の区域設定はすべて解除された。

(注2) 11年度から13年度にかけて大きく揺れ動いた福島県における原発事故対応のうち，とくに避難指示や避難指示区域の再編および農産物や食品の出荷制限等の管理の推移の経過について，15年１月に刊行された日本都市計画学会『東日本大震災合同調査報告「都市計画編」』の中に収録されている筆者を含む「福島原発事故復興部会」のメンバーで構成した第２部第５章「福島原発事故復興」，また，同部会で編集した同学会の学会誌『都市計画』311号（14年10月）の筆者による論稿「居住と営農をめぐる規制と解除と地域再生の条件」（林（2014））を参照されたい。

(注3) たとえば「河北新報」17年11月24日付の記事「福島・飯舘村で７年ぶり収穫のコメ『里山のつぶ』 道の駅『までい館』で販売」。

2　飯舘村における避難解除・営農再開に向けた論議

(1)　村全体の論議

第２表に，飯舘村全体としての避難解除・営農再開に関連する取り組みと，行政区の一例として第12行政区（大久保・外内地区）の取り組みを併記した。

飯舘村の原発災害下の復興への取り組みの特徴の一つは，村全体の協議と，行政区ごとの協議を往復させながら進めてきたことにある。

村全体の協議は，14年度までの間に，５次にわたる「いいたてまでいな復興計画」

第2表　飯舘村と第12行政区による復興への取り組み経過

	法令	飯舘村の取り組み	第12行政区の取り組み
13～14年度	避難指示･居住制限続く。 水稲作付再開準備により一部実証栽培。	復興計画 第3版策定。(13年6月) 復興計画 第4版策定。(14年6月) 復興計画 第5版策定。(15年3月)	村のワークショップ「帰村後の地域の姿」実施。 独自に農地汚染の測定などの取り組み実施。
15	避難指示･居住制限続く。 水稲作付再開準備により一部実証栽培。	営農再開検討会議設置。(15年10月)	独自の「復興計画」策定。
16	水稲作付再開準備により一部実証栽培。 17年3月末, 避難指示解除。	営農再開ビジョン策定。(17年3月)	独自に「復興研修」実施。
17	避難解除。 全量出荷管理のもと水稲作付再開。	営農再開ビジョンに則った農業推進。	村の営農再開ワークショップ実施。 独自の復興事業の実施。

資料　飯舘村の資料, 守友(2016), および筆者の手元のメモにより作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

の策定という形をとった。(注4)

その間，各行政区の協議に随時テーマを投げかけて提案を受け取ることが重ねられた。

たとえば，13年６月に策定された村の「復興計画 第３版」そのものを題材として,「帰村後の地域の姿」を検討するワークショップが行政区ごとに実施され，そこで出された意見がとりまとめられたうえで，同年８月に村主催で全住民を対象とする「地域づくり計画と土地利用の見直しに係る行政区ワークショップ中間報告会」が開催されるなどのキャッチボールが行われた。(注5)

こうして最終的にとりまとめられた「いいたてまでいな復興計画 第５版」(15年３月）では，ここまでの協議の集大成としての内容をもち，テーマとして「ネットワーク型の新しいむらづくり」を掲げ,「一人ひとりの生活再建」と「帰村に向けた＜今から＞の準備」すなわち「生活・産業再建をけん引する拠点と担い手づくり」を目標として設定した。

守友（2016）によれば,「避難先で村民が築いた基盤を村民の新しい財産として活用する」ことや,「村に戻る人，戻らない人，村内外の両方に生活拠点を置く人，村民以外の人が互いに助け合ってそれぞれの生活の再建を進めていくこと」などが記述された。復興の拠点として「人・もの・情報があつまる＜までい館＞」を建設することが記載された。この提案は避難解除時に実現した。

復興計画第５版の検討過程では，同村復興計画推進委員会の下に４部会が設置された。そのうち一つが「農地保全・営農再開部会」であった。部会ごとの討議にもとづき提案が出され，それを本委員会で集約する形がとられた。農地保全・営農再開に関する論点として,「農業再開に必要な放射能対策・風評被害対策」「安全・安心な農作物を作付けできる環境の整備」「農業の維持・継承のための取組の推進」「自給的農業及び元気づくり・生きがい農業の支援」「村内での営業再開及び村外での営業の支援」が挙げられた。以上のような論点が部会で検討されたうえで，逐次本委員会に付され，他部会の視点（生活や子育てや教育）も受けてすりあわせが行われ，全体方針に組み合わされた。(注6)

復興計画第５版の中の農地保全・営農再開に関する方針を受けて，村では15年10月に「営農再開検討会議」を設置し，村内で実施可能な農業の取り組みに関する具体的な検討を諮問した。同検討会議では，営農再開希望アンケートやヒアリング結果に依拠して議論を進め，県などの補助金に関する有用な情報も盛り込み，とくに,「生きがい農業」と「なりわい農業」が両立するような村の農業の姿を模索した。

復興計画第５版の委員で農地保全・営農再開部会の座長・守友裕一氏が引き続き座長を務めた。この検討会では，村全体の方針を検討する際に，これまでの復興計画の手法を応用して，各行政区の協議を基礎として，特徴的な取り組みをクローズアップして村全体の方針に織り上げるようなスタ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

イルをとり，16年度末に村に「営農再開ビジョン」として答申された。(注7)

(注４) 行政区は20ある。村と行政区の論議を並行させ往復させながら復興計画づくりを進めた手法とその意義について，11年度から13年度までについては守友裕一（2014）「原発災害からの再生をめざす村民と村―飯舘村―」守友・大谷・神代（2014）所収，それ以降については，守友（2016）「営農再開と地域再生―福島県飯舘村における村と村民の対応―」が詳しい。なお「までい」は地元の言葉で「心を込め，丁寧に，助け合って」という意味。

(注５) 上掲・守友（2014）によれば，この中間報告会で出された住民意見としては，帰村の見込み（とくに若い人たち），帰村後の地域や生活・収入確保の課題，居住・生活環境整備の課題，農業再開への思い，などがあったとされる。この中間報告会をふまえて，村としてはアンケート調査を実施し，再び各行政区での協議に付された。この往復の結果が14年６月の「復興計画 第４版」に生かされた。守友（2016）の表現によれば，「ボトムアップ型・住民参加型」の手法である。

(注６) 守友（2016）における「農地保全・営農再開部会」座長としての記述，および14年９月３日に筆者も参加した同村復興計画推進委員会での同部会報告を受けてのメモにもとづく。

(注７) 近くパンフレットとして発行される予定である。

(2)　行政区独自の取り組み

一方，各行政区独自の取り組みも並行して行われた。

第12行政区（大久保・外内地区）では，13年に，村が運営する行政区ごとのワークショップ「帰村後の地域の姿」の場で，行政区の帰村後のありようを論じ合うことと並行して，行政区独自の検討も進めた。

早い時期における同行政区独自の取り組みの一つが，農地の放射能汚染の自主的な測定活動である。これに関しては，同行政区有志からの求めに応じ福島大学うつくしまふくしま未来支援センターおよび新潟大学が協力する形で進められた。(注8)

13年６月から８月にかけて，福島市内におけるJA新ふくしま（現・JAふくしま未来福島地区）の農地の土壌汚染の測定とマッピング活動に関心をもった飯舘村第12行政区の有志の会のメンバーが，福島県生協連および福島大学うつくしまふくしま未来支援センターに相談に来たことが始まりであった。

当時，同JAに福島大学が協力して実施していた土壌測定活動の特徴として，公的機関に任せきりにするのでなく独自のツールを活用した参加型の取り組みであることが注目されたようであった。(注9)

また，同行政区独自に，「私たちの先人が築いてきた緑豊かな自然のなかで，日々集落の人々とふれあい，支えあい，助けあいながら，皆が楽しく笑顔で暮らせる，大久保・外内地区の復興をめざすもの」として，「結の郷」構想を掲げ，この構想を中心とする「復興計画」を独自に策定したことも注目される。(注10)

そして，もう一つが，地域づくりの先進地視察である。第12行政区では，16年度に，「復興研修」と称して，行政区住民有志による視察を行った。

(注８) この実施内容については，石井ほか（2017），および野中（2014）が詳しい。

(注９) この土壌測定活動について詳しくは林ほか（2014）の中の「JAと生協の協力で全農地の放射性物質分布マップを作成」の項目に詳述している。

(注10) 第12行政地区資料，野中（2014）より。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(3) “までいな村づくり”を取り戻すこととは

──第12行政区の「復興研修」──

飯舘村では，16年度に入り，一部区域を除き，同年度末（17年３月）の避難指示解除までの行程が見えつつあった。

飯舘村の第12行政区（大久保・外内地区）の住民有志は，16年５月，先進地視察を発案した。これを受け，福島大学が視察先の選定と視察行程の組み立てに協力した。(注11)

同行政区では，これを「復興研修」と称し，避難解除後の農業や村づくりの手がかりを求めた。

視察は，区の住民が二手に分かれ，一団は７月下旬に長野県小県郡長和町の農事組合法人「信濃霧山ダッタンそば」を訪問し，同法人が運営するレストラン「緑の花そば館」で食事と交流をした。

行政区の情報誌『おいとこ』に，視察報告が掲載されている。視察に同行した福島大学の小松知未特任准教授は，「『ダッタンそば』を育てることで，高齢の農業者が『広く農地を活用する担い手』として，耕作放棄地が『特産品の適地』として，アクセスの不便な土地が『風光明媚な高原のレストラン』として魅力ある資源に代わっていく姿から，福島の未来への道標を得た」という一文を寄せており，また，同行政区住民にも，示唆の多い視察であったようである。(注12)

もう一団は，８月下旬に，秋田県由利本荘市矢島町のNPO法人「あきた菜の花ネットワーク」を訪問し，鳥海山麓一帯の，菜の花から始まる地域活性化の現場を視察し，現在までの到達点や課題などについてディスカッションを行った。(注13)

この視察で，菜の花ネットワークの役員たちと第12行政区の参加者は随所で活発な意見交換を行い，学び取ることは多かった。

写真１　飯舘村第12行政区の住民グループによる秋田県の菜の花の視察（16年8月）

由利本庄市矢島町のNPOあきた菜の花ネットワーク本部にて。
立って歓迎の挨拶を述べているのは秋田県立大学名誉教授の佐藤了氏。

写真２　飯舘村住民たちの秋田県の菜の花の播種現場の見学（16年8月）

鳥海高原の広大な畑（開墾地）にて。
トラクターのアタッチメントのシーダー（播種機）と転圧ローラーを見て活発な質問が行われた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

菜の花から始まる地域活性化の取り組みそのものがすばらしいということに加えて，筆者の考えでは，現在の飯舘村が置かれている状況の中で具体的に参考になることも多かった。

まず，秋田の菜の花の取り組みは，「生きがい農業となりわい農業」の両立という，飯舘村が掲げているテーマや，第12行政区で想定している「結の郷」の考え方に近い要素があった。

菜の花のお祭りや６次化など，故郷の再生を楽しく進めようとする際の手がかりになりうるし，それが実際に有効性を持ちうるためには，広大な農地を遊休化させずにそこから一定程度の利益を生み出して資金を稼ぎ，事業を回していく経営的観点も重要である。菜の花ネットワークでは，単位面積あたりの収穫量や，施肥量，播種密度など収益にかかわることについて詳しく聞くことになった。

また，飯舘村の農地再生という観点からも，表土はぎとりの手法による農地除染の後の農地の肥沃化を考える際に，数年間は堆肥を多投して，その間に菜の花を栽培して一定の収益を賄うという，菜の花ネットワークから説明された方式は，極めて示唆に富むものと受け止められた。その過程で，農地が再生するということが考えられた。

菜の花ネットワークでは，飯舘村の状況を深く理解したうえで，鳥海高原の荒れ地を菜の花で再生してきた長い道のりを克明に語られ，その経験やその過程で得られた人脈などをおしみなく協力したいという申し出をされた。(注14)

(注11) 福島大学うつくしまふくしま未来支援センターの小松知未特任准教授に相談があり，守友裕一特任教授と棚橋知春特任研究員と筆者で，詳しく要望を聞いて対応を検討した。二つの視察先の他には，長野県池田町の「農村いきいきネットワーク」と「フラワーセンター」も有力な視察先として検討対象に挙がったことを付記する。

(注12) 飯舘村第12行政区情報誌『おいとこ』16年９月21日付。

(注13) 菜の花ネットワークの鈴木秀雄専務理事，秋田県立大学の佐藤了氏・渡部岳陽氏には視察の組み立てから実施までお世話になった。

(注14) 実際に，この視察の際に，菜の花ネットワークで保有する菜種（食用）を，飯舘村の種蒔き用に分けてもらい，また，その後も，菜の花ネットワークの圃場に鶏糞を提供している新潟県の養鶏事業者との間を仲介していただくなど，懇切な継続的支援をしていただいている。

3　葛尾村における行政と住民の協議

(1)　再生戦略プランと事業化計画

次に，葛尾村の状況を見よう（第３表）。

本稿第１節で述べたように，14年度は，農地保全区域の指定のもとで試験栽培のみ実施された（試験栽培なので，食用に提供は

第3表　葛尾村の復興への取り組み経過

	法令	葛尾村の取り組み
13～14年度	避難指示･居住制限続く。水稲作付制限のもと，一部試験栽培。	かつらお再生戦略プラン策定(14年6月)。
15	避難指示･居住制限続く。水稲作付再開準備により一部実証栽培。	農業再生事業化計画検討。
16	水稲作付再開準備により一部実証栽培。16年6月12日 避難指示解除。	農業再生事業化計画検討(16年7月策定)。
17	避難解除。全量出荷管理のもと水稲作付再開。	農業再生協議会始動。

資料　葛尾村資料および筆者の手元のメモにより作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

なされない)。

15年（1.2ha)，16年（5.5ha）と，避難解除が見通しとして出てきた過程で，水田については作付再開準備区域という位置付けのもとで，実証栽培が実施された。そして，一部区域を除く避難解除（16年６月）を経て，17年には8.5haの栽培が行われた。

避難解除を視野に入れた村の復興の課題を検討した計画書として,「かつらお再生戦略プラン」（14年６月）がある。

このプランでは,「エコ・コンパクトビレッジ」を掲げており，ここに葛尾村の復興計画の特徴が表れている。すなわち，村のエリア全体を一つの視野で見て，その資源を最大限に活用する可能性を検討する形で，最善の村づくりのあり方を考えていくという観点である。元々主要な産業であった畜産業の役割は重要なものとされ，震災を受けてエネルギーの視点も加わった。

農業に関連する事項としては，同プランの中では「安心農業基盤・体制整備の取り組み」および「畜産再建の取り組み」が２つの大きな課題として明記された。

15年度から，この再生戦略プランを土台として，より具体的に村の農業復興につなげていくために「農業再生事業化計画」の検討に入った。その成果として，16年７月「農業再生事業化計画―美しい農がある風景を再び　かつらお」がまとめられた。

事業化計画のポイントを筆者なりに挙げると，第一に，飯舘村の「生きがい農業となりわい農業の両立」の考え方に対応する要素があること，第二に，村の中の資源を見据えたうえで畜産業の重要な役割をとらえていること，そして，第三に，村営組織または農業公社のイメージで,「農業再生支援センター」の構想が具体的に示されていることがある。(注15)

(注15) 15～16年度，福島大学大学院経済学研究科の社会人大学院「地域産業復興プログラム」に，葛尾村から地域振興課農業復興担当職員の松本勝好氏が派遣され，守友裕一特任教授と筆者と一緒のゼミナールで，松本氏が提唱する村の農業復興と公社の構想をよりよい形で具体化するために，先進地を共同調査し，農業系の公社に関する全国の自治体の経験を比較検討した。

(2)　再生協議会を設置し福島大学とも連携

事業化計画では，村の農業再生への道のりとして，３つの段階を設定している。

すなわち第一に,「誰もが農地へ戻れる環境整備」である。ここでは，上記「農業再生支援センター」が農作業の斡旋などの支援を行う。また，米の低温貯蔵庫などの施設を整備して水稲作を再開しやすい条件を整える。

これは，まず住民（農家）が「農地へ戻る」ことを優先し，そのためには複数のパターンを組み合わせて条件整備をしていく。前述の，飯舘村の「生きがい農業となりわい農業の両立」の発想を取り入れている。

第二に，移行期間の取り組みとしての「新たな営農の展開」である。

この段階では，10haから20haの経営体（または生産組織）を水田の担い手として育成していくとともに，和牛繁殖や花卉栽培の経営体の成立できる条件を整備していく。

第三に,「農業の将来像」として，将来に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

わたって継続・発展できるような農業経営（各部門）を確立していくとしている。

また，前記「農業再生事業化計画」の結論の一つは，村の農業に関わる主要な４部門（土地利用型農業部門，園芸部門，畜産部門，加工販売部門）のそれぞれの代表的な人からなる「農業再生協議会」を設置するとしたことで，実際に，17年１月に，「葛尾村農業再生協議会」が設置された。この協議会は，村の中で農地の保全や農業再生を通じて地域活性化に取り組んでいくことができる“精鋭”という趣である。(注16)

農業再生協議会が，福島大学食農学類（仮称）（現・農学系教育研究組織設置準備室）との連携を図っていくことも双方によって方針化され，17年５月に，第１回の会合が開催された。(注17)

会合の場では，村の副村長から，村の「農業再生事業化計画」にもとづいた取り組みの概要と，村全体の現在の時点での農業・畜産業の再開もしくは再開検討の状況が示され，再生協議会の各メンバーから発言が

写真３　「葛尾村の農業振興へ向けた研究交流会」の模様（17年5月）

葛尾村役場会議室にて。
窓側が福島大学農学系教育研究組織設置準備室のメンバー，手前側が，葛尾村農業再生協議会（会長は佐久間哲次氏）。筆者（奥側）が進行役を務めた。

写真４　「葛尾村の農業振興へ向けた研究交流会」のフィールド調査（17年5月）

町内の優良農地が，除染廃棄物の仮置き場になっているところを視察。
右側で説明しているのは中村健彦氏。

なされ，福島大学の参加者はそれぞれの視点から見解を述べた。

意見交換では，「生きがいとなりわいの両立の課題」「少人数の担い手で，広大な農地を有効に活用していく課題」「村全体の資源を，一つの視野から統合的に見ていく視点」「西日本型の畜産的土地利用を大胆に取り入れていく可能性」「畜産バイオマスの循環とエネルギーの課題」「畜産業を中核とする場合に，牧草や飼料作物を対象とする圃場整備のあり方」などが話し合われた。

広大な畑地で，山ぶどうを栽培して，ワインを醸造してワイン・ツーリズムを興す構想も再生協議会の幹部から提唱された。

また，震災前には，葛尾村は，阿武隈地域の農村女性による農産物加工（凍（し）みもち，菓子類）の先駆的な団体「おふくろフーズ」が活発な活動をしていたことや，農産物加工品の製造・直売や，福島大学生との交流などを積極的に取り組んできた「いきいき交流促進協議会」の実績など，今後の「葛尾型」の農業を軸とする村の再生に向けて，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

新たな形で生かしていきたい村の経験や財産についても話し合われた。

(注16) 設置要綱には，「第１条　葛尾村農業再生事業化計画に基づき，農業各分野の代表者による協議の場を設け，本村農業の再生を図るため，『葛尾村農業再生協議会』を設置する」と定められた。

(注17) 17年５月18日，福島大学からは，同準備室の生源寺眞一室長，青柳斉副室長，荒井聡副室長，小山良太副室長，守友裕一特任教授，石井秀樹特任准教授，筆者ほかのメンバーが参加した。

4　むすびに
―「土地結合」と「生活結合」の視点―

以上，本稿では，原発災害下の福島県の飯舘村と葛尾村における避難解除前後の営農再開や地域再生の取り組みの実態を見てきた。

帰還率や営農再開率という数値には直接表れない，住民自身による様々な模索が行われていることを報告しようと考えて，できあがった公式の復興計画ではなく，その模索の中身や，住民の考えをなるべくつまびらかにする構成をとった。

福島大学の農学系メンバーも，最大限，両村の自治体と住民組織の皆さんと，新たな村づくりの模索過程そのものを共にしたいと考える。

両村をはじめ，本県の相馬郡・双葉郡の自治体の農業と村づくりのゆくえを考えることは，日本の農村に共通する課題を考えることにも通じている。

一つだけ論点を挙げるとすると，「土地結合」と「生活結合」の視点である。

まず「土地結合」は，荒井（2011）が集落営農の分析上，キー概念に設定したものである。現在の農村地域では集落の枠組みを生かしつつ，単なる機械や設備の共同所有を超えて，農地の利用権の流動化や集積を一つの契機・促進力とする新たな形の農業の再生が取り組まれている。本稿で見たように，飯舘村と葛尾村の農地再生の検討や，畜産を組み込んだ新たなスケールでの村づくりの模索過程には，「土地結合」の視点でとらえられる部分がある。

また，「生活結合」は，「土地結合」によっては十分に達成されない農村地域づくりの課題に対するもう一つの有力な方向性として，早い時期に永田恵十郎（1988）『地域資源の国民的利用』の中で視点として提起されたものである。農業を産業として単独の側面だけでとらえず，地域住民の暮らしの発展や福祉の充足などと結びつけてとらえていくものであったが，その後，30年を経て，十分に研究が蓄積されていない。

福島県の原発災害の被災地における農業を軸とする地域再生の取り組み，つまり生活が断絶して営農が停止した後に，再び助け合いと新たな力によって地域と農業を取り戻していこうとする切実な模索の中に，日本農村全体の将来をも占う「生活結合」の概念によってとらえられる要素が含まれているものと考えていることを最後に付記してむすびとする。

＜参考文献＞

・荒井聡（2011）「集落営農再編に関する諸論点と研究課題」荒井聡ほか編『集落営農の再編と水田農業の担い手』筑波書房

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

・石井秀樹ほか（2017）「住民と大学・研究機関との連携による放射線計測と試験栽培──福島県飯舘村大久保外内地区──」『福島大学地域創造』第29巻１号
・永田恵十郎（1988）『地域資源の国民的利用──新しい視座を定めるために──』農山漁村文化協会
・日本都市計画学会（2015）『東日本大震災合同調査報告「都市計画編」』
・野中昌法（2014）『農と言える日本人──福島発・農業の復興へ──』コモンズ
・林薫平（2014）「居住と営農をめぐる規制と解除と地域再生の条件」『都市計画』311号
・林薫平ほか（2014）『福島の食と農の再生に向けて──全国生協からの支援を受け，県内生協・地産地消ふくしまネット・福島大学の連携で取り組んだ３年間の活動報告』福島県生活協同組合連合会
・守友裕一（2016）「営農再開と地域再生──福島県飯舘村における村と村民の対応──」『農村計画学会誌』34巻４号
・守友裕一・大谷尚之・神代英昭編著（2014）『福島農からの日本再生──内発的地域づくりの展開──』農山漁村文化協会

（はやし　くんぺい）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

談話室

JA自己改革と福島県農業の振興

平成30年度は，国の農協改革集中推進期間の最終年度であり，我々にとっては３か年計画の最終年度としてJA自己改革の成果を内外に理解・実感してもらわなければならない重要な年である。

自己改革の視点は，あくまでも組合員目線でなければならないが，国が我々に求める農協改革は，農業の競争力強化のため「生産資材は１円でも安く，販売物は１円でも高く」というものが主眼になっており，果たしてこれだけで組合員の満足・納得・理解を得ることが可能なのだろうか。

改めてそのような疑問を持ったことから，頭の中を整理するため，とりあえず生産に必要な要素は何か，それぞれの生産要素ごとに組合員に求められることは何かを整理したところ，以下のような項目に整理できた。

１．生産者　２．生産する作物の選定　３．選定した作物の生産技術　４．土地や生産資材等の生産手段　５．販売先の確保　６．販売代金回収や生産資材等を確保するための資金等に関する金融サービス　７．生産・生活にかかる保障等そして，もう一つ忘れてならないのは，生産者は生活者でもあるという視点で，８．安心して営農が継続できるための生活インフラ他地域の存在という８点である。

これらの項目を見てみると１は，我々にとっての主人公であり協同組合運動の主役である組合員にほかならず２から５と６の一部は，JAの営農・購買・販売事業にかかわるものであり，６は信用事業，７は共済事業，８は厚生連による病院の運営や現役世代が祖父母の介護に不安なく農業生産に取り組んでもらうための介護事業を含む暮らしの活動に分類できる。

改めて見てみるとこれらの項目は，まさにJAの事業そのものであり，すべてが農業に欠かせない要素であることを改めて実感した。組合員が地域において農業生産を継続していくためには，営農・購買・販売事業のみならず信用事業・共済事業，そして地域を守るための暮らしの活動を含めた総合事業機能をJAが最大限に発揮することが必要であり，これによってこそ安心して農業を継続できるものである。

これに対し国の農協改革は，生産者としてしか組合員を見ておらず，組合員が

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

生活していく上で大切な地域コミュニティーの維持・活性化に向けてJAが果たしている役割は全く無視していると言わざるを得ない。

JAの事業のすべてが農業生産に繋がっているものである以上，JAグループをあげて取り組んでいるJA自己改革は，単に生産関連の事業を改革するのではなく，今まで実施してきたすべての事業について棚卸を行い，多様化する組合員の生産と生活にかかわるニーズに的確に応えられるJAを作り上げることではないか。そのためには，まず，組合員からいつでも気軽に要望を聞ける関係性を築くことこそが必要なのではないかと改めて思うものである。

しかしながら，限られた役職員数で組合員との関係性を隅々まで行きわたらせることは至難の業であり，担い手を中心に渉外体制を構築し関係性の強化を図っているのが現状である。

特に本県の農業者は，中小零細の農家が多く，高齢化や震災原発事故の影響もあり耕作放棄地が増大するなど農業生産拡大には課題が山積している。

この課題に対して本県は，平成29年２月に本県農業の担い手として集落営農の育成を重点的にすすめる方針を決定したところである。

集落営農については，すでに多数の先進県があり言わずもがなではあるが，本県としては，集落を単位とした組合員との話し合いにより限られた要員体制でも徹底した話し合いができるというメリットのほか，農地集積によるコスト削減や複合経営による足腰の強い農業経営の実現，高齢者は生きがい農業を継続するとともに地域に住む非農家の法人雇用等をすすめることで，農業振興のみならず地域に多様な人が住み続けることができる環境の創造という両面のメリットの実現を目指すこととした。

また，JAにとっては集荷・販売戦略上，ターゲットを集落営農に絞った対策をすすめることができることで，より効果的な対策をとれると考えている。

これらの取り組みは，緒に就いたばかりでありまだまだ課題山積ではあるが，JA自己改革の成果として組合員の評価が得られるよう，併せて10年，20年先も農業を通じて地域を守る取り組みとして，しっかりと根付くよう取り組んでいきたい。

（福島県農業協同組合中央会 常務理事　川上雅則・かわかみ まさのり）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

東日本大震災からの農業復興を支える制度

──震災後７年の取組み──

常任顧問　岡山信夫

〔要　　旨〕

東日本大震災から７年が経過し，復興基本方針で定めた復興期間は残すところ３年となる。

農林水産省がいち早く創設した東日本大震災農業生産対策交付金，被災農家経営再開支援事業は，被災農業者に一定の安心感を与え，その後，復興特区法の成立に伴う交付金事業の本格稼働により整備事業等は大きく前進した。

また，福島県避難区域等における復興については特別の対応が求められることから，農地除染や放射性廃棄物処理という困難な事業の円滑な実施を前提に，避難区域等を対象とした農業復興施策が別途設けられた。

本稿は，農業復興のためのこのような施策がどのように実施されているかを整理したものである。

目　次

はじめに
1　復興政策の経過と概要
（1）　復興構想会議の提言
（2）　東日本大震災復興基本法
（3）　復興基本方針
（4）　復興特区法の制定
（5）　福島復興再生特別措置法
（6）　福島再生加速化交付金
2　復興予算の概要
（1）　復興事業費
（2）　復興財源
3　農業復興のための施策
（1）　東日本大震災農業生産対策交付金
（2）　被災農家経営再開支援事業
（3）　東日本大震災復興交付金
4　福島県避難区域等における農業復興のための施策
（1）　福島県営農再開支援事業
（2）　福島再生加速化交付金帰還環境整備事業
（3）　原子力被災12市町村農業者支援事業
（4）　避難農業者経営再開支援事業
5　若干の考察
（1）　市町村中心主義への制約
（2）　政策が求める姿と被災地の思いとのギャップ
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

はじめに

東日本大震災から７年が経過し，復興基本方針で定めた復興期間は残すところ３年となる。

この地を支える第一次産業の復興なくして地域の再生はありえず，政府も農業・農村，漁業・漁村の復興再生に力を入れてきた。津波被災地において大規模な復興整備事業が進み，原子力被災地域においても放射性廃棄物処理や除染など困難な作業に取り組んだうえで，農業・漁業の復興のための事業が進められている。

本稿においては，農業復興のための施策がどのように実施されているかを整理し，残された課題等を考察することとしたい。

1　復興政策の経過と概要

はじめに復興政策の経過を振り返る。

(1)　復興構想会議の提言

政府は2011年４月14日，閣議決定に基づいて東日本大震災復興構想会議を設置し，「復興構想７原則」（第１表）の公表を経て，６月25日に「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を取りまとめた。同提言においては，「区域・期間を限定した上で，これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える『特区』手法」の活用および，「使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組み」と「必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立」を検討すべきとされた。復興の手段として特区方式の採用が方向づけられたのである。

第１表　復興構想7原則（2011年5月10日）

原則1：	失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ，私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から，鎮魂の森やモニュメントを含め，大震災の記録を永遠に残し，広く学術関係者により科学的に分析し，その教訓を次世代に伝承し，国内外に発信する。
原則2：	被災地の広域性・多様性を踏まえつつ，地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は，復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
原則3：	被災した東北の再生のため，潜在力を活かし，技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に，来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
原則4：	地域社会の強い絆を守りつつ，災害に強い安全・安心のまち，自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
原則5：	被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち，大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
原則6：	原発事故の早期収束を求めつつ，原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
原則7：	今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め，国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

出典　内閣官房「第4回東日本大震災復興構想会議　復興構想7原則」（平成23年5月10日　東日本大震災復興構想会議決定）

(2)　東日本大震災復興基本法

また，11年６月24日に制定・施行された東日本大震災復興基本法（以下「基本法」という）においても，基本的施策として「被災地域の地方公共団体の申出により，区域を限って，規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し，地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図る」（第10条）とされ，特区手法が盛り込まれた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(3)　復興基本方針

さらに復興対策本部は，11年７月29日，基本法第３条に基づいて「東日本大震災からの復興の基本方針」（復興基本方針）を決定した。同方針基本的考え方においては「東日本大震災からの復興を担う行政主体は，住民に最も身近で，地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする」「国は，復興の基本方針を示しつつ，市町村が能力を最大限発揮できるよう，現場の意向を踏まえ，財政，人材，ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする」等とし，復興における市町村中心主義が明示された。また，復興期間は10年間とし，「被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から，復興需要が高まる当初の５年間を『集中復興期間』と位置付ける」とした。さらに「国の総力を挙げた取組み」として，「『復興特区制度』の創設」と，「使い勝手のよい交付金等」の創設が掲げられた。

(4)　復興特区法の制定

以上のような経過をたどり，東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という）が，11年12月７日に成立した。(注1) 復興特区法は，「復興特別区域基本方針，復興推進計画の認定及び特別の措置，復興整備計画の実施に係る特別の措置，復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めることにより，東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り…（中略）…東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする」（第１条）ものである。

復興特区法の枠組みは第１図のとおり，①復興推進計画の作成による規制緩和，税制等の特例，②復興整備計画の作成による土地利用等の特例，③復興交付金事業計画の作成による交付金の交付，の３本柱で構成されており，同法に基づく交付金事業が復興の中核をになうことになった。

（注１） 磯崎（2012）は，「５月下旬に特区制度のイメージが示され，６月制定の基本法にも盛り込まれていたことを考えると，法案の提出がここまで遅くなったことは問題があろう」とし，法の成立が遅れたこと等について批判している。

(5)　福島復興再生特別措置法

一方で，東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という）による原子力災害は地震・津波被害とは被害状況等が大きく異なり，同様の枠組みだけで復興は困難であること，長期的視点に立って国の責任の下で総合的に必要な施策を進めるための枠組みが既存法では不在であること等から，中・長期的に原子力災害からの福島の地域再生に必要な恒久的措置を体系的に規定する立法措置が必要とされ，12年３月30日に福島復興再生特別措置法が成立，国は，同法に基づき福島復興再生基本方針を閣議決定して，住民の安全のための除染等による放射能汚染対策を始めとする各種対策を計画的に講ずることとした。

(6)　福島再生加速化交付金

さらに，「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（13年12月20日閣議決定）におい

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第1図　東日本大震災復興特別区域法の枠組み

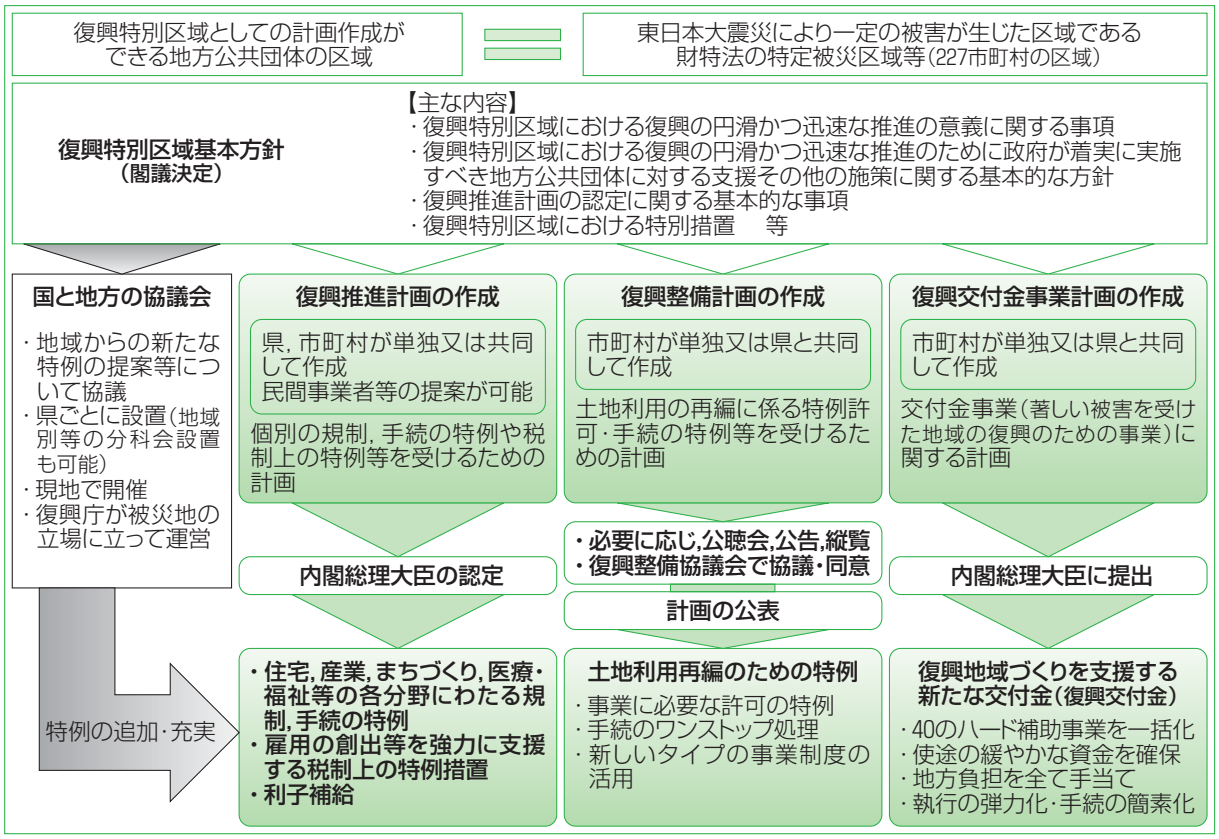

出典　復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料(2017年4月)」

て，13年度補正予算および14年度予算から「福島再生加速化交付金」を新設することとした。「地元自治体が直面する課題は各自治体によって様々であり，各自治体からはそれぞれの実情に応じた施策を住民の方々と話し合いながら柔軟に展開したい，このための支援策を充実して欲しいとの声」（同文書）にこたえるものである。本交付金の新設により，「放射線不安を払拭する生活環境の向上，帰還に向けた安全・安心対策，町内復興拠点の整備，農業・商工業再開の環境整備等の新たな施策と，現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括した多様な事業メニューの中で，地元が自主的・主体的に実施することを可能とした」（同文書），としている。

この交付金の概要は第２表のとおりであるが，長期避難者生活拠点形成（長期避難者向け公営住宅の整備等），および福島定住等緊急支援（子どもの運動機会確保等）は，既に13年に創設されていた長期避難者生活拠点形成交付金および福島定住等緊急支援交付金を取り込んだものであり，新たに追加する事業として帰還環境整備事業を設け，営農・商工業再開等に向けた環境整備（農地・農業用施設の整備，産業団地の整備等）等が基幹事業として位置づけられた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第2表　福島再生加速化交付金の概要

(1)対象区域
　避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進，地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備 （復興拠点，災害公営住宅等の整備等） ○放射線への健康不安・健康管理対策等 （個人線量の管理等） ○営農・商工業再開に向けた環境整備 （農地・農業用施設，産業団地の整備等）
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 （復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ○復興公営住宅での生活支援 （コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 （遊具の更新，地域の運動施設の整備等） ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 （プレイリーダーの養成等）
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設整備	福島県が行う，原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援

出典　復興庁「福島再生加速化交付金の概要」

2　復興予算の概要

つぎに，復興予算について確認しておこう。

(1)　復興事業費

復興基本方針（11年７月29日）においては，11年から15年の「集中復興期間」の事業規模について，国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円程度と見込み，10年間の復旧・復興対策の規模については，少なくとも23兆円程度と見込んでいた。

その後，13年１月の復興推進会議で集中復興期間の事業規模を23.5兆円に見直し（当初見込み比4.5兆円増加），さらに15年６月，「平成28年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（閣議決定）において，復興集中期間における復興事業費を25.5兆円程度（13年見直し比２兆円増加）になるとし，復興期間10年間における復興事業費は合計で32兆円程度と見直した（第３表）。

なお，原発事故関連ではこれとは別に確保すべき資金として21.5兆円（うち東京電力が確保すべき資金は15.9兆円）が必要とされている。

(2)　復興財源

13年見直し時点での集中復興期間における財源の手当ては，第２図のとおり，歳出削減・税外収入（JT株式の売却，高速道路無料化見直し等）による8.5兆円，復興増税（復興特別所得税，復興特別法人税，個人住民税均等割の引上げ等）10.5兆円，追加財源（日本郵政の株式の売却収入：４兆円程度，決算剰余金等：２兆円程度）６兆円による25兆円であった。(注2)

第3表　復興事業規模

（単位　兆円）

区分	集中復興期間（11～15年度）	復興・創生期間（16-～20年度）
①被災者支援（健康・生活支援）	2.1	0.4
②住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4
③原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5
④産業・生業（なりわい）の再生	4.1	0.4
⑤その他（震災特交など）	7.8	1.7
合計	25.5	6.5

⇒ 復興期間計 32兆円程度

出典　復興庁「第13回復興推進会議（平成27年6月24日）『平成28年度以降5年間（復興・創生期間）の事業規模（見込）について』」

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第2図　2013年見直し時点での集中復興期間における財源の手当て

1. 歳出削減，税外収入等	:8.5兆円程度
・子ども手当の見直し	
・公務員人件費の見直し	
・JT株式の売却	
・高速道路無料化見直し　等	
2. 復興増税	:10.5兆円程度
・復興特別所得税（2.1%の付加税×25年） ・復興特別法人税（10%の付加税×3年）	9.7兆円程度
・個人住民税（均等割の引上げ等×10年）	:0.8兆円程度
3. 追加的な財源	:6兆円程度
・日本郵政の株式の売却収入	:4兆円程度
・決算剰余金等	:2兆円程度
合　計	25兆円程度

資料　復興庁「平成25年1月29日開催『復興推進会議』」資料等から作成

15年見直しによる32兆円フレームにおいては，追加財源として，①財政投融資特別会計財政融資資金勘定における15年度までの積立金の活用，同特別会計投資勘定からの受入れなど国の保有する資産の有効活用等による税外収入（決算剰余金を除く）0.8兆円と，②一般会計からの繰入れ2.4兆円，合計3.2兆円を確保するとしている。(注3)

（注２）復興増税のうち所得税は13年１月１日からの25年間，税額に2.1%を上乗せする形で徴収。法人税は12年４月１日以降から始まる事業年度からの３年間税額の10%を追加徴収することとされていたが，２年間で前倒し廃止された。住民税は14年度から10年間，年間1,000円引き上げられた。

（注３）15年度までに計上した復興財源については実績等を踏まえると28.8兆円程度の収入となると見込まれており，不足財源は3.2兆円とされていた。

3　農業復興のための施策

つぎに，復興の枠組みのなかで農業の復興再生にかかる施策はどのように進められてきたかを農業者への補助施策を中心に整理する。

(1)　東日本大震災農業生産対策交付金

11年５月２日に成立した11年度第１次補正予算に基づき東日本大震災農業生産対策交付金が創設された。

11年５月制定の同交付金実施要綱は，「農業生産の復旧等のためには，共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保等が喫緊の課題である」とし，産地競争力の強化，経営力の強化，再生可能エネルギーの活用，の３分野に対応した取組みに対して，同要綱に定める事業実施主体による採択要件を満たした事業に対し，原則として事業費の２分の１以内の定額を交付することとした。

当初事業メニューは第４表のとおりであり，推進事業と生産関連施設の整備のため

第4表　2011年5月2日制定時の要綱別表による事業メニュー（抜粋）

【産地競争力の強化の分野】
1. 推進事業
　(1)リース方式による農業機械等の導入
　(2)利用調整
　(3)生産資材の導入等
　(4)放射性物質の吸収抑制対策
　(5)土壌分析等普及活動支援
2. 整備事業
　(1)耕種作物小規模土地基盤整備
　(2)飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
　(3)耕種作物共同利用施設整備
　(4)畜産物共同利用施設整備
　(5)乳業施設
　(6)鳥獣被害防止施設
【経営力の強化の分野】
（意欲ある多様な経営体の育成･確保）
1. 推進事業
　高生産性農業用機械施設の導入
2. 整備事業
　経営構造対策関係施設等
（新規就農者の育成･確保）
1. 整備事業
　研修教育基幹施設
【再生可能エネルギーの活用の分野】
1. 整備事業
　(1)再生可能エネルギー供給施設

資料　農林水産省「東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱」から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

の整備事業がある。同要綱は毎年度改正され，別表に記載される事業メニューも年度ごとに改正されたものになっている。

要綱に定める事業実施主体および採択要件は対象事業により異なるが，例えば事業メニュー１および２の（1）から（4）までの事業実施主体は，市町村，農業協同組合，農業生産法人など15団体であり，採択要件は，受益農家および事業参加者が原則として５戸以上（知事特任３戸）であることなど５項目がある。

予算額の推移をみると，11年度：341億円，12年度：29億円，13年度：104億円，14年度：75億円，15年度：51億円，16年度：33億円，17年度：26億円となっている。

17年度までの実績は第３図のとおりであり，東北管内の17年12月時点の事業実績は，整備事業で527件144億円，推進事業で1,106件144億円，総計1,633件287億円となっている。このうち最も大きな額になっている事業が「放射性物質の吸収抑制対策」の243件：48.8億円であり，その主な支援内容は「カリ質肥料などの吸収抑制効果が見込まれる資材の施用」などである。また，推進事業のうち，「農業生産工程管理（GAP）の導入」が35件：24.6億円となっており「リース方式による農業機械等の導入」170件：10.7億円や「農業用資機材の共同調達」287件：19億円を上回っていることが注目される。

（2） 被災農家経営再開支援事業

同じく11年度第１次補正予算で農林水産省は被災農家経営再開支援事業を創設した（11年度予算額は72.8億円）。

被災した農地や畜舎で経営を再開するためには，ゴミや礫の除去，土づくりなど農地等の生産力を回復させるための作業や，畜舎や放牧地の整備等の作業を行い，営農が可能な状態にしていく必要がある。

第3図　2016年度までの東日本大震災農業生産対策交付金の取組状況（東北管内）

整備事業

11～16年度

○乾燥調製施設	208件，29.1億円
○集出荷貯蔵施設	62件，24.0億円
○生産技術高度化施設	25件，32.5億円
○農産物処理加工施設	15件，6.2億円
○穀類乾燥調製貯蔵施設	71件，6.0億円
○畜産物共同利用施設	47件，35.3億円
○その他	99件，10.6億円

推進事業

11～16年度

○リース方式による農業機械等の導入	170件，10.7億円
○肥料，農薬，ハウス資材等の農業用資機材の共同調達	287件，19.0億円
○放射性物質の吸収抑制対策	243件，48.8億円
○農業生産工程管理（GAP）の導入	35件，24.6億円
○自給飼料生産・調製再生支援	152件，17.5億円
○家畜改良体制再構築支援	52件，0.9億円
○その他	168件，22.1億円

17年12月25日現在　1,633件，約287億円
- ・整備事業　527件，約144億円
- ・推進事業　1,106件，約144億円

（四捨五入の関係で合計と合わない。）

注：12年度以降の取組状況は過年度からの繰越分を含む

	整備事業		推進事業	
11年度	整備事業	224件，約18億円	推進事業	314件，約30億円
12年度	〃	192件，約56億円	〃	140件，約14億円
13年度	〃	43件，約23億円	〃	230件，約45億円
14年度	〃	31件，約14億円	〃	179件，約28億円
15年度	〃	27件，約24億円	〃	153件，約19億円
16年度	〃	10件，約9億円	〃	90件，約8億円

出典　東北農政局「農業・農村の復興・再生に向けた取組と動き（平成30年1月）」

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

本事業は，経営再開の意思のある被災農家が，地域において共同で行う復旧作業等の取組みに対して地域農業復興組合または牧野組合等を通じて助成（経営再開支援金）を行い，農業者の所得確保と同時に地域農業の再生と早期の経営再開を図ることを目的としたものである。

経営再開支援金単価は第５表のとおりであり，例えば水田の復旧作業に対する支援単価は10a当たり3.5万円である。農地等の生産力を回復させるために必要な営農環境整備や，農地再生を構成員（農業者）自身が実施し，作付再開後は３年以上の営農継続が必要である。また，畜産については，家畜・家禽の飼養再開にかかる必要な作業を構成員（畜産農家）が共同で実施し，再導入された家畜，家禽（かきん）または生産された畜産物の出荷後３年以上の営農継続が必要である。

第5表　経営再開支援金単価

(1)水田作物・野菜・果樹
農作物の作付が困難となった農地のうち，共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜（花きを含む）	4.0万円/10a（7.0万円/10a）
施設野菜（花きを含む）	5.0万円/10a（14.0万円/10a）
果樹	4.0万円/10a（9.0万円/10a）

（注）　単価の（　）内は公共事業によらず，自力で施設の撤去等を行う場合。

(2)畜産
飼養再開に係る共同作業を行う場合に，家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付。

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛（育成経営）	10,500円～13,200円/頭
肉用牛（繁殖経営）	182,200円/頭	豚（繁殖豚）	22,400円/頭
肉用牛（肥育経営）	21,700円～59,000円/頭	鶏（採卵鶏）	12,000円/千羽

出典　農林水産省「被災農家経営再開支援事業の概要（平成23年5月）」

第6表　農地復旧にかかる被災農家経営再開支援事業実施市町村数等

（単位　市町村，組合）

	11年	12	13	14	15
実施市町村数	28	26	19(注)	13	8
うち新規取組	28	3	－	－	－
年度内に終了	5	4	6	－	－
復興組合数	96	72	46	30	15

出典　東北農政局「被災農家経営再開支援事業について　実施状況」
（注）　12年度までに本事業を実施した福島県南相馬市，川内村，広野町については，13年度からは福島県営農再開支援事業を実施。

農地復旧にかかる事業については，11年度から14年度までに青森県，岩手県，宮城県，福島県（避難区域等を除く）の被災農地のうち約１万２千haにおいて本事業が実施され（実施市町村数は第６表のとおり），15年度までに約１万haの農地において作付可能となった。また，避難区域および作付制限区域については，11年度から12年度までに約６千haにおいて本事業を実施，13年度からは後述の福島県営農再開支援事業により営農再開に向けた取組みが実施されている。

(3)　東日本大震災復興交付金

先述の11年12月７日に成立した復興特区法に基づき「東日本大震災復興交付金」（以下「復興交付金」という）が創設された。これにより被災した道県，市町村の財政負担を緩和し，復興地域づくりに必要な事業を展開していくことが可能となった。(注4)

復興交付金事業には，被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化した基幹事業とこれと関連して実施される効果促進事業等がある。

復興交付金事業の事業費については，本来の国庫補助に加え基幹事業について地方

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

負担分の50％および効果促進事業の80％を追加的に国庫補助し，なお生じる地方負担は地方交付税の加算により手当て（その財源は震災復興特別交付税で措置）するものであり，実質的に市町村の財政負担は生じない。(注5)

道県・市町村は復興交付金事業計画を作成し復興庁に一括提出，復興庁からの交付可能額通知を受けあらためて交付可能額の範囲内で交付申請書を復興庁に提出し各省の交付決定を経て復興庁から交付決定通知が出されるという手続きになっている。なお，復興交付金事業計画に記載する計画期間は，11年度から20年度までの10年間のうちの一定期間である。

また，復興交付金は，被災地方公共団体が，限られたマンパワーで膨大な復興事業を執行することに鑑み，繰越手続きが不要で状況に応じた機動的な事業執行が可能な基金方式を採用，国は先々の年度において必要な事業経費をあらかじめ配分し，被災地方公共団体は基金に積み立てたうえで弾力的に事業執行することができるようになっている。

基幹事業は復興交付金制度要綱別表１に掲載された５省（文部科学，厚生労働，農林水産，国土交通，環境）が定める40事業であり，このうち農林水産省が所管する事業は９事業（事業番号Ｃ－１からＣ－９）である。さらにこの９事業のうち農業復興関連事業は４事業（第７表）あり，なかでもＣ－１事業「農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤，農地等の生産基盤整備等）」とＣ－４事業「被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）」が多く活用された。

第7表　復興交付金基幹事業のうち農林水産省所管農業復興関連事業

農林水産省	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （集落排水等の集落基盤，農地等の生産基盤整備等）
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設，生活環境施設，地域間交流拠点整備等）
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）
C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）

出典　復興庁「東日本大震災復興交付金 基幹事業 概要」

Ｃ－１事業は，農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤，集落排水施設等の集落基盤の総合的な整備，農地・宅地の一体的整備等であり，事業実施団体は都道府県，市町村，民間団体とされている。

また，Ｃ－４事業は，農業復興を実現するため市町村が農業・加工用施設の整備等を行い，被災農業者等へ貸与することで農業復興を支援するものであり，補助の対象となるものは，①生産・加工・流通・販売に必要なハウス，水耕栽培施設，農業用水施設，育苗施設，乾燥調製貯蔵施設，処理加工施設，集出荷施設などの農業用施設，②トラクター，田植機，コンバイン等の農業用機械，である。事業実施主体は市町村，貸与を受けることができる者は第８表のとおりである。

復興交付金事業費配分額は，11年度第３次補正予算から17年度予算までの合計で３兆7,970億円（第９表，第10表），このうち宮

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第8表　C−4事業「被災地域農業復興総合支援事業」で貸与を受けることができる者

a 農業協同組合
b 農業協同組合連合会
c 農事組合法人
d 農事組合法人以外の農業生産法人
e 特定農業法人及び特定農業団体
f 農用地利用改善団体
g 農作業の受託及び共同化，その他農畜産物の生産，加工，販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）
h 第3セクター等
i 認定農業者
j 新規就農者
k その他事業実施主体が農業復興のために特に必要と認める者

資料　復興庁「東日本大震災復興交付金交付要綱（平成27年8月26日）」別添4_被災地域農業復興総合支援事業

第9表　復興交付金予算額の内訳

（単位　億円）

	国費	事業費
11年度第3次補正予算	15,612	19,307
12年度予算	2,868	3,584
13年度予算	5,918	7,397
13年度第1次補正予算	611	763
14年度予算	3,638	4,547
15年度予算	3,173	3,931
16年度予算（補正後）	930	1,165
17年度予算	525	655
合計	33,273	41,350

（参考）県毎の配分額の内訳　（単位　億円）

	国費	事業費
岩手県	8,009	9,948
宮城県	17,916	22,241
福島県	3,449	4,340
その他	1,044	1,441
合計	30,418	37,970

出典　復興庁「東日本大震災復興交付金制度概要［平成29年6月更新］」
（注）　事業費はそれぞれ配分時，予算計上時点での金額。

城県で２兆2,241億円，岩手県で9,948億円，福島県で4,340億円となっている。なお，福島県においては，後述のとおり避難区域等を対象地域とした福島再生加速化交付金が別に創設され，活用が図られている。

「東日本大震災復興交付金制度概要［平成29年６月更新］」によれば，農地整備および農業用施設等整備事業（Ｃ－１，Ｃ－４事業）

第10表　復興交付金各回の配分額

（単位　億円）

	国費	事業費
第1回（12年3月2日）	2,510	3,055
第2回（12年5月25日）	2,612	3,165
第3回（12年8月24日）	1,435	1,806
第4回（12年11月30日）	7,148	8,803
第5回（13年3月8日）	1,997	2,538
第6回（13年6月25日）	527	632
第7回（13年11月29日）	1,832	2,338
第8回（14年3月7日）	2,142	2,616
第9回（14年6月24日）	542	702
第10回（14年11月25日）	3,365	4,242
第11回（15年2月27日）	1,538	2,037
第12回（15年6月25日）	544	735
第13回（15年12月1日）	1,345	1,667
第14回（16年2月29日）	1,187	1,487
第15回（16年6月24日）	172	210
第16回（16年12月1日）	779	991
第17回（17年2月28日）	688	873
第18回（17年6月23日）	55	74
合計	30,418	37,970

出典　第9表に同じ

は，40市町村で合計事業費2,018億円にのぼる事業が実施されたとされている。東北３県のＣ－１，Ｃ－４事業復興交付金交付実績の推移は第４図のとおりである。

（注４） 復興特区法は，被災した11道県，222市町村について復興交付金を活用した復興交付金事業計画を作成できるとしており，事業計画を作成できる対象地域は，「東日本大震災により，相当数の住宅，公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域」（復興特区法第77条）である。

（注５） ただし，16年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については，地方負担の95％を震災復興特別交付税で措置されることとなった。

4　福島県避難区域等における農業復興のための施策

先にも述べたとおり，原発事故による原子力災害は地震・津波被害とは被害状況等が大きく異なること，とりわけ避難区域等における復興については特別の対応が求められることから，避難区域等を対象とした

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第4図　東北3県の復興交付金の県別年次別交付額の推移（2011～16年度）

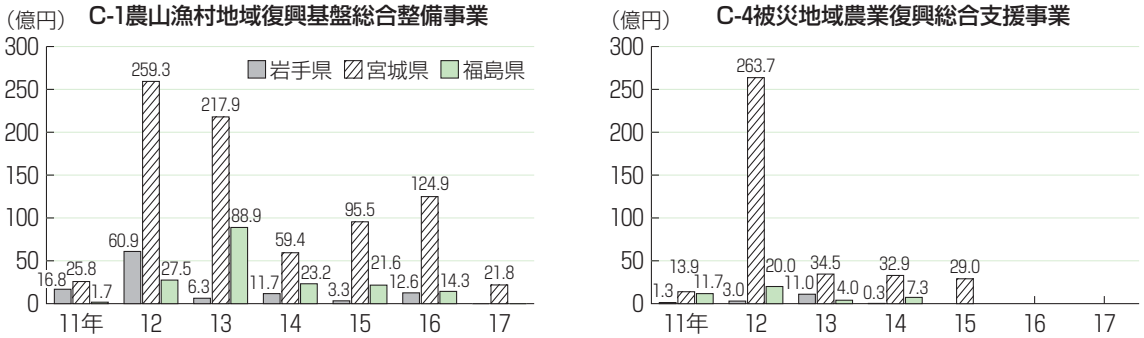

出典　東北農政局資料（17年9月）

農業復興施策が別途設けられた。

(1)　福島県営農再開支援事業

まず，12年度補正予算（13年２月26日成立）により創設されたのが，「福島県営農再開支援事業」である。

原発事故の影響により，11年度以降に牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において，当該地域の営農再開等を円滑に推進すること等を目的とし，原発事故の影響により，11年度以降に農産物生産の中止を余儀なくされた農地のうち，20年度末までに農地面積の６割で営農再開を図ることを目標とした。(注6)

12年度補正予算で232億円が措置され，福島県に基金（福島県営農再開支援基金232億円）を設置し，避難区域等における円滑な営農再開に資する支援事業を実施する。

事業の概要は第５図のとおり，避難区域等において第１段階では除染後農地の保全管理等，第２段階で営農再開に向けた作付実証や避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作等，第３段階で新たな農業への転換に必要な機械・施設のリース導入等，を支援し，同時に県内全域を対象にカリ質肥料の施用等の放射性物質吸収抑制対策の実施を支援するものである。

福島県営農再開支援事業で16年度までに実施した事業にかかる事業費の累計は第11表のとおり121億円であり，補助額の累計は118億円である。この結果，県の福島県営農再開支援基金残高は16年度末時点で114億円となった。(注7)

主な事業の内容をみると，「放射性物質の吸収抑制対策」の65.4億円に次いで「除染後農地の保全管理」が34.4億円となっている。「除染後農地の保全管理」は，避難指示解除後（旧緊急時避難準備区域は区域解除後）３事業年度（避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がない場合は，当該年度を除く３事業年度）を限度とした除草等の農地保全管理に対する支援として，補助単価の上限を単年度当たり35,000円／10aとし，取組みを行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と，実際に要した経費の額のいずれか低い方の額を補助するものである。

（注６）福島県内で11年12月末時点で営農を休止し

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第5図　福島県営農再開支援事業の概要

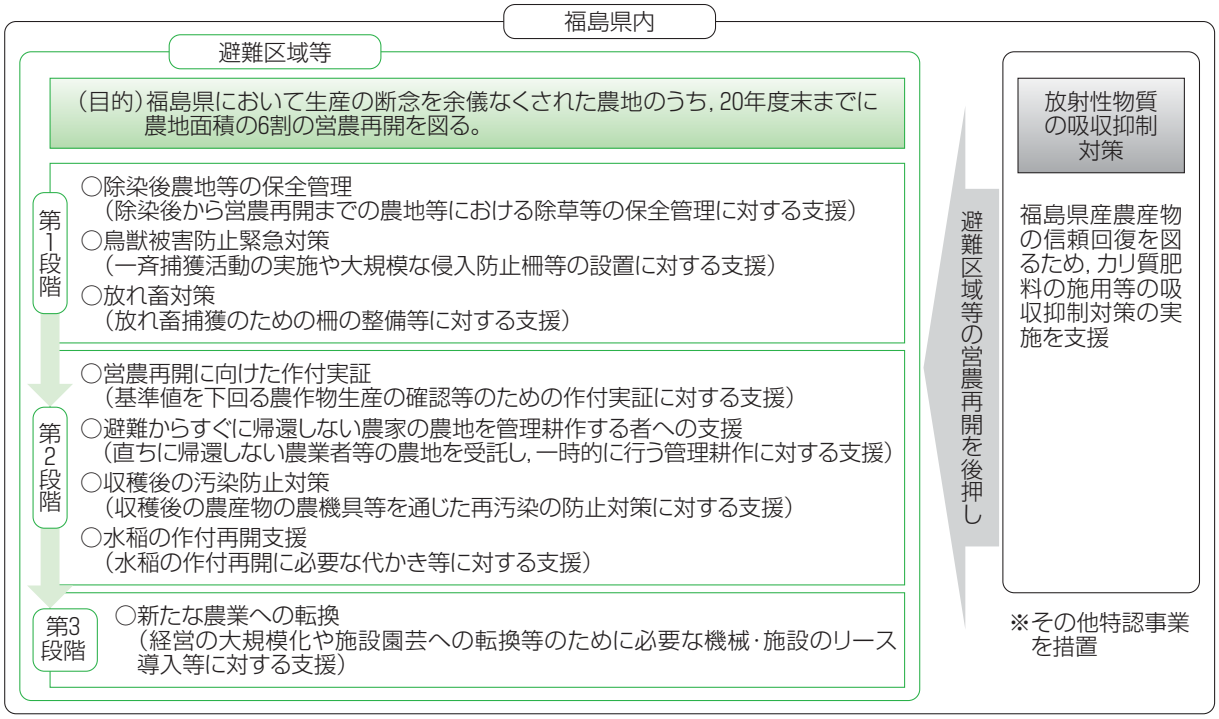

出典　農林水産省「福島県営農再開支援事業の概要」（平成28年度）から筆者加筆

第11表　福島県営農再開支援事業の事業費総括表（2012～16年度累計）

（単位　百万円）

	事業費	補助金
除染後農地の保全管理	3,449	3,446
鳥獣被害防止緊急対策	417	414
放れ畜対策	2	2
営農再開に向けた作付実証	190	183
避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	438	422
放射性物質の交差汚染防止対策	8	8
新たな農業への転換支援	118	58
水稲の作付再開支援	283	281
放射性物質の吸収抑制対策	6,548	6,376
特認事業	656	633
計	12,109	11,824

資料　農林水産省「福島県営農再開支援事業　平成28年度事業実績報告書」から作成

ていた農地は17,659haあり，このうち16年度までに営農再開した面積は4,147haである。本誌掲載の別稿（行友論文・第１表）を参照。

（注７） 18年度予算概算要求で142億円の追加措置および期限の延長を要求している。

（2）　福島再生加速化交付金帰還環境整備事業

先にみたとおり，13年度補正予算および14年度予算から「福島再生加速化交付金」が新設され[(注8)]，新たに追加する事業として帰還環境整備事業を設け，営農再開等に向けた環境整備（農地・農業用施設の整備）等が位置づけられた。

帰還環境整備事業は，原発事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して，それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより，避難住民の早期帰還を促進し，地域の再生を加速化させることを目的とするものであり，基幹事業として６分野48事業が示されてい

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

る。

48事業のうち基幹事業番号40から45までの６事業が農林水産業再開のための帰還環境整備事業であり，このうち５事業は復興交付金事業の基幹事業と同内容である（第12表）。また，帰還環境整備事業の計画期間は，原則13年度から20年度までであるが，事業ごとの性質に鑑み，内閣総理大臣が特に必要があると認める場合には，個別に定めることができることとなっている。

制度の枠組みは復興交付金と同様であり，事業実施主体は県・市町村等である。

帰還環境整備事業にかかる交付金配分状況は第13表のとおり，事業費累計で2,058億円となっており，このうち，農林水産省の基幹事業にかかる交付額は第14表のとおり522億円である。また，事業別には農山村地域復興基盤総合整備事業が約300億円と最も多く活用されており，次いで被災地域農業復興総合支援事業が約100億円となっている（第６図）。

第12表　農林水産業再開のための帰還環境整備事業

基幹事業番号	事業名	相当する復興交付金事業番号
40	農山村地域復興基盤総合整備事業	c−1
41	農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業	c−2
42	農業基盤整備促進事業	
43	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	c−4
44	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	c−8
45	木質バイオマス施設等緊急整備事業	c−9

資料　筆者作成

第13表　福島再生加速化交付金（帰還環境整備事業）配分状況

（単位　百万円）

	国費	事業費
第1回（14年4月1日）	546	546
第2回（14年6月17日）	8,091	9,734
第3回（14年9月12日）	2,066	2,470
第4回（14年11月28日）	355	430
第5回（15年2月18日）	69	101
第6回（15年4月1日）	34	2,031
第7回（15年4月10日）	16,835	19,921
第8回（15年7月7日）	4,035	4,993
第9回（15年8月11日）	1,447	1,821
第10回（15年10月16日）	4,326	5,125
第11回（16年1月19日）	980	1,164
第12回（16年4月1日）	25,590	32,622
第13回（16年6月24日）	3,862	4,703
第14回（16年9月27日）	10,073	12,814
第15回（16年12月20日）	16,546	21,312
第16回（17年3月31日）	35,343	45,581
第17回（17年6月26日）	3,175	4,080
第18回（17年9月27日）	17,328	22,525
第19回（17年12月13日）	10,483	13,866
合計	161,184	205,839

資料　復興庁ホームページ「福島再生加速化交付金（帰還環境整備）」を基に作成
（注）　第8回以降「再生加速化」から「帰還環境整備」に名称を変更。

第14表　農林水産省の基幹事業にかかる福島再生加速化交付金の交付額

【年次別交付額】　（単位　億円）

区分	全体額	単年度	基金型
14年度	15.6	15.6	-
15	54.6	34.4	20.2
16	211.5	35.6	175.9
17	240.4	33.4	207.0

（出典元資料：18年1月10日現在 東北農政局集計）
出典　第3図に同じ

（注８） この交付金の予算額は，13年度補正予算：512億円，14年度予算：1,088億円，15年度予算：1,056億円，16年度予算：1,012億円，17年度予算：807億円となっている。

（3）　原子力被災12市町村農業者支援事業

16年度第２次補正予算（16年10月11日成立）において，原子力被災12市町村農業者支援事業が創設された（予算額は69.5億円）。

原発事故の影響により，避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第6図　農林水産省の基幹事業にかかる福島再生加速化交付金の交付額（事業別）

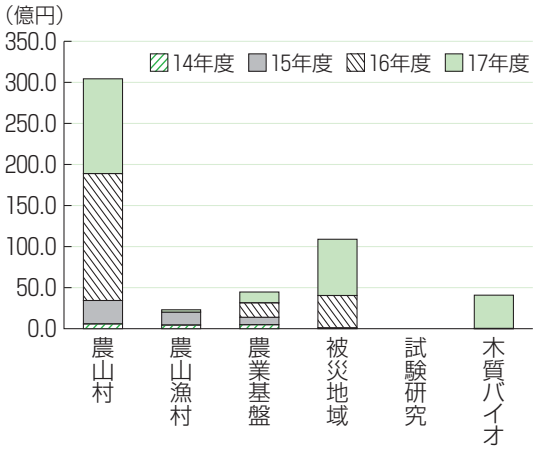

出典　第3図に同じ

（田村市，南相馬市，川俣町，広野町，楢葉町，富岡町，川内村，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾村および飯舘村。以下「原子力被災12市町村」という）において，営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械，施設，家畜等の導入の取組みに必要な経費を福島県が事業実施主体（農業者，集落営農組織，農業法人等）に助成し，営農再開を促進することを目的とし，原発事故の影響により原子力被災12市町村において11年度以降に農産物生産の中止等を余儀なくされた農地のうち，20年度末までに６割の営農再開を図ることを目標とするものである。

事業の概要は〈参考〉に示すとおりであり，県が基金を造成し，必要な経費を基金から事業実施主体に助成する。補助対象経費の上限が1,000万円（市町村特認で3,000万円）に限られるものではあるが，対象農業者を広げたこと，農業用機械の導入，農業施設の整備に直接助成すること等が他の交付金事業と異なるところである。

(4)　避難農業者経営再開支援事業

原子力被災12市町村農業者支援事業では，避難指示解除地区へ帰還する農業者が対象となっているが，福島県は県単独事業として，避難先で農業を再開する者のために，17年度に避難農業者経営再開支援事業を創設した（要綱17年５月19日制定，予算額は7,395万円）。

原子力被災12市町村から避難を余儀なくされた農業者（以下「避難農業者」という）の生活再建を図るため，避難農業者のうち，原子力被災12市町村外で農業経営を再開する者が行う取組み等に要する経費等について予算の範囲内において避難農業者経営再開支援事業補助金を原子力被災12市町村に対し交付するものである。

補助対象事業は原子力被災12市町村農業者支援事業とほぼ同じであるが，補助率は補助対象経費の３分の１以内（ただし，帰還困難区域等のすぐに帰還できない区域の農地台帳に登録されているか住民票を有している者で，将来的に原子力被災12市町村で再開する意思があることが確認された者の補助率は４分の３以内）である。

この事業によって，避難先での営農再開にも一定の支援が可能になったと評価できよう。

5　若干の考察

東日本大震災からの農業復興にかかる諸制度は，それぞれの目的に応じその役割を果たしていると評価されるが，最後に若干

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

〈参考〉原子力被災12市町村農業者支援事業の概要

【趣旨・事業内容等】

原子力被災12市町村において，営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械，施設，家畜等の導入の取組に必要な経費を福島県が事業実施主体に助成し，営農再開を図る。

【事業実施主体】

被災12市町村において，営農再開や規模拡大，新規作物の導入等を行う農業者等（農業者，集落営農組織，農業法人等）。ただし，専ら自給のために営農を行う農業者は対象とならない。

【補助率等】

補助率は４分の３以内。なお，果樹の新植・改植，家畜の導入には補助金額の上限がある。

（例１）りんごわい化栽培等への改植：50万円／10a

（例２）肉専用繁殖雌牛（繁殖に供する雌牛）：26.25万円／頭

【事業実施期間】

21年３月31日（個別事業の実施は単年度ごとに完了）まで

【補助対象経費の上限額】

補助対象となる経費の上限は原則として1,000万円（補助金額の例：1,000万円×3/4＝750万円）。ただし，市町村が特に認める場合の上限額は3,000万円。

【対象経費】

1　農業用機械等の導入
　農産物の生産，流通，販売に必要な機械の導入に要する経費。
　（1）耕耘・破砕，（2）施肥，（3）播種，（4）移植，（5）栽培管理，（6）防除，（7）収穫，
　（8）調製・出荷用機械等

2　施設の整備等
　農産物の生産に必要な施設の整備に要する経費。
　（1）パイプハウス，果樹棚，（2）家畜飼養管理施設，（3）家畜排泄物処理施設，（4）自給飼料関連施設

3　施設の撤去

4　果樹の新植・改植，花き等の種苗等の導入

5　家畜の導入
　次の（1）から（3）の家畜の導入に必要な経費。
　（1）肉専用繁殖雌牛，（2）搾乳用雌牛，（3）豚

【補助対象とならない経費】

業者見積もりが無いなど経費の根拠が不明なもの
農業用機械，施設等のリース料　等

資料　福島県「原子力被災12市町村農業者支援事業概要」を基に作成

の考察を試みることとしたい。

(1)　市町村中心主義への制約

最初にみたとおり，復興構想７原則や復興基本方針では，復興における市町村中心主義が掲げられた。復興交付金事業や福島再生加速化交付金帰還環境整備事業は，県・市町村が事業計画を作成し担当各省の交付決定を受け，実施する枠組みであり，地域の現状を踏まえた事業計画を当該市町村が立案できる仕組みとなっている。しかし，地域が望むこと，被災者の希望をそのまま自由に設計できるかというと，そうではない。

復興交付金の基幹事業は担当５省が定める40事業に限定されているうえ，各省が制

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

定する要綱で事業の詳細が定められており，自治体はそれに沿った形での計画を作成することになる。福島再生加速化交付金帰還環境整備事業の６分野48事業においても同様である。国庫予算に制約があるなかで公平性の確保が求められることに異論はないが，要綱が詳細かつ精密である結果，地域における工夫や弾力的な対応が難しくなったのではないかとの懸念が残る。

(2) 政策が求める姿と被災地の思いとのギャップ

例えば，各制度の農業者への補助施策における事業利用対象者についてみると，東日本大震災農業生産対策交付金では受益農家および事業参加者が原則として５戸以上（知事特認３戸）という共同要件があり，復興交付金や福島再生加速化交付金の被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）で貸与を受けることができる者も要綱で農業法人や認定農業者等と定められ，認定農業者以外の個人の農業者は原則として対象にはならない。また，原子力被災12市町村農業者支援事業においては認定農業者以外も対象になるが，専ら自給のために営農を行う農業者は対象とならない。公益性が認められるもの以外は私有財産の維持形成につながるものに公的支援はしないという国の基本姿勢を踏まえたものとみられるが，このような制約が多様な構成員によって成り立っていた農村コミュニティの再生にとってマイナスになることはなかっただろうか。

そのような観点から注目されるのは，飯舘村が17年度に創設した「農による生きがい再生支援事業」である。この事業は，「簡易パイプハウス，小農具，生産資材等」の導入について50万円を上限（補助対象費上限100万円×補助率50％）として支援するものである。村内での「生きがい農業」の取組みであり，国・県補助の対象となっていないことが条件となっている。村が一般財源と寄付金・義捐金等を原資として設置した「までいの村陽はまた昇る基金」による補助事業であり，この事業によって村に帰還する自給的農家（多くは高齢者）の生きがい農業の支援が可能となった。(注9) このような，地域の実情に応じてきめ細かい対応をとることを可能とする仕組みを，国の制度としても設計する（自治体の裁量範囲を広く認めること等によって）ことができたのではないかと思われる。

（注９）本誌掲載の別稿（行友論文）を参照。

おわりに

仙台市内を車で走っても，震災の名残はほとんどみられなくなった。一方で大津波により壊滅的な被害を受けた地域においては現在も大規模な復興整備工事が続けられており，原発事故被災地域においては，避難指示が解除されない地域，避難指示が解除されても住民の帰還が進まない地域があり，除染廃棄物の仮置き場なども随所にみられる。これらの地域においては，復興期間中（20年度まで）に，復興を成就すること

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

は難しい。

農業の復興においては，本稿でみたとおり，様々な施策が用意され実行されている。ハードの整備は着実に進むとみられるが，今後の課題は整備された農地等をいかに健全に利用し次の世代に引き継いでいくかということだろう。

復興期間が終了したとしても，公的な支援策の継続は欠かせない。農業・農村の再生復興への道程はまだ長いのである。

＜参考文献＞

・磯崎初仁（2012）「東日本大震災復興特別区域法の意義と課題（上）（下）」『自治総研』通巻403号，405号
・内田多喜生（2013）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた施策の動向と農協の取組み」『農林金融』3月号
・岡山信夫（2017）「農地除染の経緯と課題」『農林金融』3月号
・会計検査院（2017）「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果についての報告書（要旨）──平成29年4月──」
・東北農政局（2018）「農業・農村の復興・再生に向けた取組と動き──平成30年1月──」
・復興庁（2017）「東日本大震災復興交付金制度概要［平成29年6月更新］」
・行友弥（2017）「福島原発事故からの農業再生──復興「加速」論がはらむ問題点──」『農林金融』3月号
・渡部喜智（2011）「大規模災害の復興対応と地域（財政）運営──東日本大震災復興への公的支援のあり方──」『農林金融』8月号

（おかやま　のぶお）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2017

A4版　193頁
頒 価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11　TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2017年12月

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(53)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(53)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(53)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(54)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(54)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(54)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(56)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(56)
9. 金融機関別預貯金残高　……(57)
10. 金融機関別貸出金残高　……(58)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7755
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2012. 12	**44,963,854**	**4,745,776**	**26,824,847**	**2,649,893**	**48,743,821**	**16,283,691**	**8,857,072**	**76,534,477**
2013. 12	**49,434,382**	**4,175,235**	**27,597,120**	**5,471,704**	**52,584,827**	**16,608,334**	**6,541,872**	**81,206,737**
2014. 12	**52,197,490**	**3,690,975**	**33,227,692**	**6,368,725**	**56,659,742**	**19,250,488**	**6,837,202**	**89,116,157**
2015. 12	**55,507,312**	**3,278,644**	**34,767,777**	**12,585,425**	**57,758,069**	**18,593,991**	**4,616,248**	**93,553,733**
2016. 12	**63,158,916**	**2,601,504**	**43,463,382**	**24,734,173**	**62,111,397**	**11,188,920**	**11,189,312**	**109,223,802**
2017. 7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565
11	65,351,033	1,990,737	37,532,262	26,607,557	56,910,855	10,540,370	10,815,250	104,874,032
12	65,682,512	1,937,230	38,925,638	27,470,060	57,134,991	10,683,755	11,256,574	106,545,380

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年12月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,627,029	-	2,774,311	364	5,728	-	57,407,432
水産団体	1,823,645	40	119,393	1	33	-	1,943,112
森林団体	1,725	-	5,627	22	205	-	7,579
その他会員	2,219	-	6,617	9	-	-	8,845
会員計	56,454,617	40	2,905,948	396	5,966	-	59,366,968
会員以外の者計	469,609	25,867	415,199	74,351	5,301,276	29,242	6,315,544
合計	**56,924,226**	**25,907**	**3,321,147**	**74,747**	**5,307,242**	**29,242**	**65,682,512**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　327,029百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年12月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,133,596	106,884	118,941	-	1,359,422
	開拓団体	16	9	-	-	25
	水産団体	26,777	3,333	5,878	-	35,988
	森林団体	2,315	3,521	2,099	3	7,938
	その他会員	1,012	670	20	-	1,702
	会員小計	1,163,716	114,416	126,939	3	1,405,075
	その他系統団体等小計	95,044	11,645	42,596	-	149,287
	計	1,258,760	126,061	169,535	3	1,554,362
関連産業		3,349,340	42,548	834,909	2,611	4,229,407
その他		4,782,048	3,749	114,191	-	4,899,986
合計		**9,390,148**	**172,358**	**1,118,635**	**2,614**	**10,683,755**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2017. 7	8,346,961	56,030,303	64,377,264	-	2,207,133
8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003
9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959
10	8,533,678	56,586,933	65,120,611	-	2,044,802
11	8,658,255	56,692,778	65,351,033	-	1,990,737
12	8,733,111	56,949,401	65,682,512	10,000	1,937,230
2016. 12	8,889,717	54,269,199	63,158,916	10,000	2,601,504

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2017. 7	63,715	22,209,667	61,810,364	16,127,115	7,599	-	162,335
8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924
9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984
10	60,878	25,162,284	57,362,651	13,291,293	4,330	-	171,113
11	67,954	26,539,603	56,910,855	13,086,245	3,528	-	169,845
12	62,472	27,407,588	57,134,991	12,042,840	7,770	-	172,358
2016. 12	61,066	24,673,107	62,111,397	13,023,521	2,508	-	161,426

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2017. 7	64,074,624	62,886,075	1,360,764	1,455,832	1,952,940
8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037
9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038
10	64,617,512	63,431,793	1,389,843	1,537,232	1,954,038
11	64,667,885	63,501,487	1,363,801	1,537,232	1,954,038
12	65,494,440	64,003,705	1,302,452	1,677,232	1,954,038
2016. 12	62,659,795	61,279,741	1,334,948	1,159,311	1,933,991

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2017. 6	33,178,947	67,307,298	100,486,245	556,184	392,463
7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226
8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135
9	33,104,906	67,662,530	100,767,436	599,715	427,502
10	33,854,353	67,318,345	101,172,698	600,332	428,293
11	33,555,343	67,651,302	101,206,645	582,669	411,585
2016. 11	31,867,962	66,376,763	98,244,725	501,067	335,377

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	2,205,088	3,480,488	33,634,058	105,904,031
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206
-	2,258,587	3,480,488	33,566,077	106,470,565
-	2,078,456	3,480,488	31,973,318	104,874,032
-	2,498,641	3,480,488	32,936,509	106,545,380
-	2,487,886	3,480,488	37,485,008	109,223,802

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
9,161,840	1,021,827	2,202	10,348,206	130,000	11,334,480	105,904,031
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206
9,355,312	1,043,374	1,623	10,571,423	1,600,000	11,708,999	106,470,565
9,284,706	1,083,738	2,079	10,540,370	1,552,000	9,259,722	104,874,032
9,390,147	1,118,635	2,614	10,683,755	1,335,000	9,913,804	106,545,380
9,932,452	1,092,166	2,875	11,188,920	343,308	10,843,496	109,223,802

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
68,523	43,392,673	43,342,513	15,000	771,884	17,577,259	6,938,002	1,746,693
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465
61,247	43,477,491	43,423,835	15,000	825,999	17,889,185	7,194,377	1,760,925
67,500	43,402,519	43,350,170	20,000	823,123	18,015,968	7,187,316	1,765,044
81,049	44,124,017	44,078,410	30,000	831,932	18,147,091	7,280,854	1,784,539
85,318	41,793,488	41,743,399	20,000	721,318	17,505,345	6,880,275	1,692,887

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
427,746	75,656,532	75,442,803	3,926,084	1,640,164	21,738,387	169,378	654
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654
407,755	75,990,806	75,769,076	3,912,720	1,615,538	21,756,806	172,669	654
413,866	76,266,545	76,042,469	3,962,392	1,652,906	21,709,893	215,391	654
435,079	76,266,032	76,018,489	3,954,781	1,632,313	21,679,360	161,950	654
430,103	73,039,309	72,829,766	4,035,743	1,664,095	21,774,449	168,612	657

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017．9	2,433,762	1,735,090	23,970	55,423	16,081	1,923,853	1,903,737	78,552	484,431
10	2,453,362	1,743,109	23,970	55,424	16,257	1,931,900	1,913,234	80,378	482,474
11	2,467,226	1,758,647	23,969	55,429	17,898	1,954,020	1,934,025	80,651	476,974
12	2,447,399	1,746,278	28,068	55,429	16,544	1,948,928	1,926,383	81,822	469,363
2016．12	2,429,116	1,732,925	19,371	54,944	17,135	1,910,698	1,887,331	82,292	473,778

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2017．7	784,790	424,736	89,621	64,675	107,009	5,484	782,345	774,021	400	152,861	7,434	80
8	777,218	421,165	91,374	65,355	107,009	5,893	775,061	765,900	400	153,494	7,368	80
9	788,097	426,748	92,371	65,254	107,112	5,942	790,176	780,640	400	153,888	7,295	80
10	826,612	455,408	90,737	64,433	107,174	6,571	832,479	823,342	400	153,046	7,238	80
2016．10	829,724	455,960	93,759	67,849	107,336	5,867	834,231	826,385	400	159,154	8,223	80

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2014. 3**	**915,079**	**556,085**	**2,942,030**	**2,356,986**	**615,005**	**1,280,602**	**186,716**
	2015. 3	**936,872**	**580,945**	**3,067,377**	**2,432,306**	**632,560**	**1,319,433**	**192,063**
	2016. 3	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2016. 12	994,335	626,598	3,325,910	2,519,581	657,649	1,388,857	200,514
	2017. 1	989,163	623,667	3,357,514	2,497,673	651,321	1,380,857	199,456
	2	990,659	624,501	3,359,894	2,509,068	653,228	1,386,291	199,843
	3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392
	4	990,454	627,693	3,466,198	2,552,021	661,170	1,393,984	200,515
	5	989,228	627,452	3,502,267	2,550,395	659,393	1,390,545	199,844
	6	1,004,862	639,222	3,455,334	2,563,617	664,977	1,403,186	201,876
	7	1,004,667	640,746	3,463,692	2,545,199	659,879	1,400,980	201,553
	8	1,009,301	645,712	3,465,196	2,552,590	661,723	1,406,065	202,374
	9	1,007,674	643,331	3,458,376	2,555,365	665,314	1,411,279	203,126
	10	1,011,727	646,175	3,504,783	2,545,038	662,326	1,410,371	202,809
	11	1,012,066	646,679	3,550,005	2,553,928	662,581	1,407,147	202,405
	12	P 1,023,155	654,944	P 3,464,082	P 2,575,895	P 670,567	1,421,840	204,525
前年同月比増減率	**2014. 3**	**2.0**	**0.5**	**3.0**	**3.3**	**2.5**	**2.5**	**2.2**
	2015. 3	**2.4**	**4.5**	**4.3**	**3.2**	**2.9**	**3.0**	**2.9**
	2016. 3	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2016. 12	2.7	4.2	9.5	2.8	1.9	2.3	2.1
	2017. 1	2.7	4.4	10.0	2.5	1.9	2.4	2.1
	2	2.8	4.2	7.3	2.9	2.4	2.4	1.9
	3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9
	4	2.8	4.0	6.6	2.4	2.6	2.3	1.8
	5	2.8	3.9	6.5	2.5	2.7	2.3	1.8
	6	3.1	3.6	6.4	2.7	2.5	2.3	1.6
	7	2.9	4.5	7.3	2.3	2.2	2.2	1.7
	8	3.0	4.7	6.7	2.9	2.6	2.3	1.8
	9	3.2	4.8	5.6	3.3	2.4	2.5	1.9
	10	3.0	4.6	6.2	2.7	2.2	2.3	1.9
	11	3.0	4.6	5.7	2.4	2.2	2.2	2.0
	12	P 2.9	4.5	P 4.2	P 2.2	P 2.0	2.4	2.0

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2014. 3**	**213,500**	**52,736**	**1,812,210**	**1,716,277**	**457,693**	**644,792**	**97,684**
	2015. 3	**209,971**	**52,083**	**1,829,432**	**1,783,053**	**470,511**	**658,016**	**100,052**
	2016. 3	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2016. 12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481
	2017. 1	202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076
	2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290
	3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
	4	203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995
	5	204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014
	6	204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412
	7	204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833
	8	204,723	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174
	9	204,586	52,974	1,812,961	1,951,416	509,453	702,433	108,374
	10	203,671	54,335	1,798,892	1,947,571	506,569	697,827	108,158
	11	203,889	54,223	1,799,191	1,956,674	508,744	698,233	108,541
	12	P 203,736	54,963	P 1,876,661	P 1,982,567	P 520,218	707,074	109,653
前年同月比増減率	**2014. 3**	**△0.9**	**△2.5**	**2.5**	**3.0**	**2.0**	**1.2**	**2.0**
	2015. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.0**	**3.9**	**2.8**	**2.1**	**2.4**
	2016. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2016. 12	△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2
	2017. 1	△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2
	2	△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3
	3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	4	△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5
	5	△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5
	6	△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8
	7	△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6
	8	△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8
	9	△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9
	10	△0.4	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8
	11	△0.2	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8
	12	P 0.2	6.0	P 2.0	P 4.1	P 4.2	2.6	4.0

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2018年２月20日現在、掲載情報タイトル4,255件）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年3月号第71巻第3号〈通巻865号〉3月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp